

第三回國會 人事委員會 會議錄 第八号

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(一五八)

昭和二十三年十一月二十二日(月曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 赤松 勇君

淺利 三朗君

菊川 忠雄君

前田 種男君

高橋 貞一君

船田 享二君

水野 實郎君

出席國務大臣

大藏大臣 泉山 三六君

國務大臣 殖田 俊吉君

農林大臣 周東 英雄君

労働大臣 増田 甲子七君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

臨時人事委員長 淺井 清君

總理廳事務官 岡部 史郎君

大藏事務官 今井 一男君

本日の會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより開会いたします。

前會に引続き國家公務員法の一部を改正する法律案を議題として質疑を継続いたします。

○赤松(男)委員 官房長官にお尋ねいたしますが、御承知のごとく國家公務員法は、賃金ベースが裏づけになつて表裏一体であつて、従つて同時審議をなすべきであるということが院議に

よつて決定されております。この院議を尊重されることはもちろんでございますが、この院議を無視して、一方的な措置をおとりになるようなことがあるかないか、こういう点を御尋ねいたします。

○佐藤(榮)政府委員 國家公務員法を出しますれば、同時に新給與ベースを出すという考え方が、これは普通常識だと私も考へております。しかし御承知のように、國家公務員法その他の法案は準備が早くでき上りまして、すでに國會に提案をいたしてあります。給與の問題になりますと予算編成上の問題に相なるわけでありまして、従つて提出の時期が今日のように食い違つておる。いつも片一方の法案の準備が非常に進み、予算の方の準備が遅れておるというのが現状であります。ただこの際私は明確にいたしておきたいと思ひますことは、先ほど法案と審議とは常識的に一緒に出すべきだといふことを申し上げましたが、この点では關係筋とも相談をいたしましたところによれば、法案の通過ということを中心第一に考へられておりました。予算が遅れるということは、ある程度やむを得ない、かように私もは解がでるような状態に置かれておると考へております。

○赤松(男)委員 そういたしますと、ただいま關係方面の意向が、まず國家公務員法の議會通過が先であつて、予算はそれに伴わなくてもよいのだというふうな意味の御答弁がござい

ましたが、それならば、先ほど私が質問いたしましたように、院議は尊重してもらわなければならぬことはもとよりでございますが、院議を尊重するといふことを前提としたしまして、政府は一方的な措置を講ずるようなことがあるかないか、この点を明確にお答え願ひたい。

○佐藤(榮)政府委員 予算提出につきましてはひとり賃金ベースばかりでなく、その他の緊急予算につきましても政府は早急に準備をして、國會に提案すべく目下準備中であります。

○米澤委員 ちよつと関連して伺ひます。先ほど官房長官は、その筋の意向は國家公務員法の審議をまず第一にやれ、予算が遅れるのはやむを得ないといふような意向であるといふこととございします。これは相當重大な問題でございます。これは關係筋といふだけではよくわかりませんが、最高權威者がそういうことを言われているのか、あるいは予算に直接關係のある關係筋が言われているのか、この点を明確にしたい。ただきたいといふことが第一、それから追加予算は、なるほどこれを同時に審議するように議會に上程することとは、財源その他の諸般の情勢で困難であると思ひますが、その際は、そういう総合予算でなしに、この國家公務員法と一体不可分であるといふものが、解してありますところの、賃金ベースの改訂に要する増加額に關する予算だけは、総合追加予算から切離して、今審議中の國家公務員法の審議が終了

するまでに、この官公吏の賃金ベースの改訂に關する予算もやはり上程して、それが同時に審議完了できるやうに、政府はその筋に交渉を続けるつもりであるか、あるいはそれがまたできるといふ見通しがあるのか。この二点についてお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(榮)政府委員 第一の点は、この臨時國會に提案すべき、また緊急に成立を必要とする法案を當時協議いたしました。この法案はマツカーサー元帥の書簡に基く五つの法案であるといふことを、この際はつきり申し上げておきます。ちよつと連記を止めていただきます。

○角田委員長 連記をやめて……。

○角田委員長 連記を始めてください。

○佐藤(榮)政府委員 第二の点の、賃金ベースだけ切離してやるかどうかという問題であります。政府はただいまのところ追加予算の全体を國會にかけるということ、準備を進めておるのであります。この立場においてただいま準備を進めておりますので、お尋ねのような点は、今後の事態いかによります。もちろん考へなければならぬものと思ひますが、ただいまの段階におきましては考へる筋ではないように思つております。

○米澤委員 私はこれで質問を打ち切りますが、今の官房長官の御答弁は、はなはだ満足でありまして、私が伺いたいと思ふのは、この賃金ベースだけ

切離して、そして國家公務員法の審議が終了すると同時にこれを確定ができるお考えであるか、また關係筋の了解を得られる見通しがあるかといふことをお尋ねしております。この点はきわめて重大で、これが満足なる政府のお考えなり、態度なり伺ひたい限り、われわれはこの國家公務員法の審議は流れて参りますが、國家公務員法の修正案に対して、社会党として賛成するかしないかの態度を決定する重大なるキー・ポイントになります。この点を特に繰返して、今日お答えができれば、今後なるべく早い機会に御返答を伺ひたい、こう思ふのです。

○佐藤(榮)國務大臣 重ねて申し上げますが、政府といたしましては追加予算をただいま關係筋の方に提出しております。その予算の中にはもちろん給與も入つておりますが、総体の追加予算と交渉中でありまして、重ねてその点を申し上げておきます。ただこの機会に、ただいまの米澤さんのお話は重大な御発言があつたように思つておるのでありますので、もう一度私からも確認しておきたいと思ひますことは、國家公務員法の審議は流れて行くが、給與、新賃金ベースが出ない限り、國家公務員法は終結を見ない、あげない、かような御趣旨のように伺つたのですが、その点重ねて御意向を確めておきたいと思ひます。

○米澤委員 國家公務員法の審議は、われわれは全力を盡してやつておるこ

とは、今までのわが党出身の委員の態度を見ておわかりだろうと思う。従つてこれはわれわれ一日も早く審議が完了するように努力をいたしておる。どうぞこの点は誤解のないように。但し最後におけるわが党のこの國家公務員法の改正に対する態度については、わが党は前から、これはマツカーサー元帥の書簡によりまして、一方において公務員の憲法的権利を抑制して、しかも一方においては義務を強調する。この問題については当然、今日非常に民間企業者の待遇に比べて下まわるところの官吏の賃金ベースを、政府がこれを進んでお出しにならない限り、この國家公務員法の完璧を期することができない。従つてわれわれは、最後においてわれわれの態度を決するときは、政府が今私のお尋ねしたような態度をどうおとりになるか、すなわち追加予算全体の上程が間に合わないときには、せめて賃金ベースの改訂だけでも、関係筋の了解を得て御上程になつて、そしてそれを同時に完了するように審議を進めになるつもりであるかどうか、この誠意をお伺いしたい。それによつてわが党の最後のこれに対するイエスノーかの態度をきめたい、こう思うので、至急政府はその意味において御誠意を示してもらいたい、こういう意味であります。

ん、今日当面しております電産なり、炭産なりの労働者の給與に関する処置だけでも、最小限度には御審議を願うように取進みたい、かように思つておるような次第であります。

す。しかし今の答弁とUP記者に語られた談話と、勝手な氣持で言つておられる。こういう態度は不愉快であるし、そういう態度ではいかぬと考えます。この際明確にしておいてもらいたいと考えます。

いう言葉を使つていないのであります。が、スキヤップの一部局において、これと反対するような行動が、よもやとられないだろうというようにことを実は申し上げておるのであります。この点については私自身十分申し上げたような点で、おそらく事情が御了承願えるのではないか、かように思ひます。

いて來ておるわけですが、だから今答弁されたことと新聞記事と、非常にギャップするから、この点を明らかにしなければならぬということを私は言つておるわけですが、

○前田(種)委員 先ほどの関係方面との関係について緊急に質問いたしました。今米連委員の質問に対して官房長官の答弁は、いわゆる公務員法と予算の関係につきましては、ホイットニール將軍の了解のもとにやつたということをお聞かせ願ひます。しかしきのうの新聞を見ますと、官房長官はUP記者に語つておるその一節に、司令部の一民政務の意見を野党が重要視するといふことは、マツカーサー元帥の方針にもとるような態度だ。マツカーサー元帥は主として日本人の自主的なやり方を尊重している。それを一民政務の意見を聞いて云々することはどういふようなことを言つておられます。この官房長官の新聞記者発表の意見と今の答弁とは、まったく自分の都合のよいことは関係方面の了解の上に、こうやつておる。自分の都合の悪いことは、一司令部の部局のことであつて、最高司令官の方針と違つていふような言ひ方で、勝手なことを言つておる。この大きな見解の違いがあるため、少くともこういう発表を、官房長官の責任において、外國の記事として流す限りにおいては、國會の提案の案件の問題につきましても、それ／＼責任をもつてやらなければなりません。われ／＼は長い間司令部との／＼の関係はよく知つております。都合のよいことは司令部の責任だ、都合の悪いことはわれ／＼日本國民の自主的にやつていい、またやつていいという幅も知つております。

○佐藤(榮)國務大臣 先ほど赤松委員にお答えし、また米連委員にお答えしたのですが、御承知のように速記をとめて特に実情を申し上げた筋であります。この点まず第一に明確にしておいていただきたい。何がゆゑに私が速記をとめてか、かういふ話をいたしたか、皆さんの方から特別のその間の事情についての明確な話をしろ、かういふ要求がありましたので、私は速記を特にとりやめてお話を実は申し上げた次第であります。その話をただいま新聞に出ておることと結びつけての御議論は、実は私の席上ではなされるものとして、はまことに不適当なお話ではないか、かように私は考えております。殊にただいまお話の通りG H Q云々をお互いが表面に出すといふことは、まことに不都合だ、かようにお考えであります。ならば、ただいま速記をとめて申し上げた事柄と、この公式な話を一緒にされる御議論は私としてはどうも承服しかねる。なお私はこの際明確に申し上げておきたいと思ひますことは、このUPに発表した事柄を、今皆さま方の私たちに對する攻撃の材料としておとり上げになりましたが、これはすべての者が知つておることであり、占領軍は國內問題について、は國內で日本人同士で片づけろ、かようなことを数回にわたつて聲明しておられる、またこれはつばな原則だと思ひます。この点については私は民政局長

○前田(種)委員 私は新聞に出ておることを速記をとめる必要がないから、速記をとめてまで答弁してくれと要求しなかつたのです。またとめる必要がないと思ひます。新聞にすではつきり出ておるのです。それから民政局長は言つていないと言つておりますが、新聞にはつきり民政局長というように書いてあるのです。それから今申し上げたように、自主的に日本人が自由に國內問題をやれといふことはよく知つております。しかしやれと言われながらも、その間におけるところのいろいろな関係といふものは、これ以上私が質問しなくても官房長官よく知つておるのです。そういう関係のもとにおいて、國家公務員法その他の関係法規の國會提出その他の問題等につきましても、先ほど速記をとめられてお話になつたような了解のもとに出された、われ／＼は承しておるのです。しかしその点については、そういうことをしながら野党を責める場合においては、ただ國內問題を自主的にやれといふことを強調する。そしてあたかも関係方面といふ／＼話をすると、これを氣にされるような感を外國新聞に流して、國內新聞に流しておるといふ印象が、きのうの談話の形が新聞に發表されておるところから、強く響

○佐藤(榮)國務大臣 まず第一の点であります。前田委員からホイットニール將軍という言葉が出ましたので、私も申し上げるわけですが、この点はUPの通信には絶対ないはずであります。また民政局長云々といふことを言われておりますが、これはスキヤップの一セクション、一ガバメント・セクションといふことを申し上げておりますので、これは民政局長を指しておるのではないことを、はつきり申し上げて

○佐藤(榮)國務大臣 まず第一の点であります。前田委員からホイットニール將軍という言葉が出ましたので、私も申し上げるわけですが、この点はUPの通信には絶対ないはずであります。また民政局長云々といふことを言われておりますが、これはスキヤップの一セクション、一ガバメント・セクションといふことを申し上げておりますので、これは民政局長を指しておるのではないことを、はつきり申し上げて

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

○佐藤(榮)國務大臣 先ほどのお話をよくわかりました。先ほど來申し上げました通り、今の現在の状況にあります。万が一、そういう追加予算の全貌ができあがらないというような場合におきましては、政府といたしまして、ひとり官吏ばかりでありませ

おきます。従つて新聞の誤訳は私どもの責任とはれないのであります。原文ではその点は明確になつております。ただ私が先ほど速記をとめて申し上げましたことは、政治的な意図のあるものでなくて、純事務的なものだと思います。と申しますのは、この國會において成立すべき、どうしても通過を必要とする法案は何と何という話をしていした際に、この五つの法案がはつきり上つたわけでありまして、それを実は申し上げておるのであります。これは政治的意図としてお考えにならないで、純事務的なものとしてお考えを願いたいと思います。この点はぜひとも御了承いただきたいと思ひます。

なおまた第二の予算の問題につきましては、先ほど来申し上げましたところと別にかわりはないと思ひますので、重ねての答弁は控へさせていただきます。

○赤松(男)委員 実は一昨日吉田総理にも質問したのでございますが、吉田総理はお手やわらかに願いたいというような態度で、きわめて誠意のある態度で答弁しておる。今日の官房長官の態度を見ると、まるきり挑戦的である。しかもさつき前田委員が質問をした、その関係方面との折衝の真相についてお伺いしたい。これは当然なことなのです。関係方面との折衝の経緯をわれ／＼に報告して、政府がその意のあるところを議員に傳へて、そうして法案の審議を進行さすということ、は、当然これは政府の責任なのです。速記をとめて、とめんの問題ではなくして、当然政府でやらなければならぬ仕事だ。あなたのようなそういう考へ

方はいけな。そこで私は最初の質問の本筋にもどりますが、一体政府は今会期中に予算案を出してこれを通過させるはらでやるのかどうか。だれだつて通過させたいと思つておる。通過させる余裕があり、また審議の余裕が十分あるというふうな考へておられるのかどうか。もし通過が不可能な場合政府としてどういう責任をとるか。そういう点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○佐藤(榮)政府委員 予算の問題になりますれば、大蔵大臣がお話する方が本筋と思いますが、実は私がいろいろ内閣の意向としてとりまとめているところについて申し上げてみますれば、先ほど来申し上げておりますように、追加予算として一本としてぜひ審議を願いたいということ、いろいろ準備を進めております。ただ赤松委員から打割つた御質問でありまして、一体会期も時日が少いのに、はたしてこれができるのかどうか、こういう御配慮の御質問だと思つて、実はその点については私どもも非常に心配をしております。ぜひとも皆様方の御協力、御支援を願わなければならぬものと考へておる。たゞこの数日の関係筋との折衝におきましては、どこまでも追加予算を出したいということ、では進んでおります。先ほど米窪委員からもお尋ねがありましたように、もしその追加予算が出来ない、こういう際にはいかなる処置をとるか、これにつきましては、先ほどもちよつと申しましたように、ひとり國家公務員ばかりでなく、給與に關してただいま当面しております電産なり、炭産なりの民間労働者の給與の政府の補給金等も、

あわせて、そういうものを緊急の事案として、何とか考へざるを得ないのじやないか、こういうような氣持を持つてゐるわけでありまして。しかしながら建前並びにたゞいふ努力している本筋は、どこまでも追加予算の成立という方に実は全力を注いでおります。従ひましてこれに對する大體の見通しは適當なところであつて、そうしてもしもその方が成立が不可能だ、あるいはまとまりが困難だというふうなことになるならば、たゞいまお話のありましたような第二、あるいはそういう純暫定的なものも考へざるを得ないのではないか、かように考へております。

○赤松(男)委員 一昨日の大蔵大臣に對する私の質問に對しまして、大蔵大臣は明瞭に今会期中に通すということ、をこの委員會で答弁してゐる。今あんなの言葉を聞くと、まあ通そうと考へてゐるが、それはよくわからない。そこで最悪の場合には緊急措置をとるか、あるいはさつき米窪委員の質問の際にありました、給與だけを切離して暫定的な措置をとるかとも知れないといふ……一体緊急な措置といふのは何ですか。

○佐藤(榮)政府委員 先ほど来申し上げますように、たゞいまの問題は、どこまでも追加予算を計上して、その審議をお願いするという方向で全體の努力をしてゐるわけでありまして。それではたゞいまは仮定の問題でありまして、私どもたゞいまお答えすることではないかも知れませんが、私は大體の期日等のことから、赤松委員その他も非常に御心配だろうと考へますので、その御心配の点については、政府として十分考へなければならぬということ、を申し上げてゐるわけでありまして。

○赤松(男)委員 いろいろことを私は質問してゐるのではない。あなたがさつきおつしやつた緊急な措置といふのは——つまり審議する時間がなくて、公務員法と同時に通したいが、どうしても予算がでなくて、この議會を通すことができない場合には、緊急措置をとるといふのは、たとえば參議院の緊急集會を開いて、そういうような措置をとるのかどうか、それをもう一遍お尋ねしたい。

○佐藤(榮)政府委員 たゞいまの状態におきましては、そういう処置をとるわけではございません。緊急予算ということ、を申し上げたように私は思つております。緊急措置といふような言葉がありましたが、その点は私の表現の間違ひでありまして、取消します。

○赤松(男)委員 さらに重ねてお尋ねします。しからば佐藤官房長官はあまり國會のことにおなれになつておられないと思ひますが、いさ／＼も官房長官におなりになつた以上は、十分に議會の審議期間におけるいさ／＼な手続、その他も御存じだと思つておりますが、きようは二十二日で明日は祭日で休みです。あとわずか一週間です。関係方面の了解を得て、その追加予算が今議會に提出されるのは一体いつごろであるかということを一ぺんお尋ねしたい。

○佐藤(榮)政府委員 この点は大蔵當局がたゞいま折衝中でありまして、私が申し上げることができません。

○米窪委員 実はこの際私は官房長官及び委員長にお願いがあるのですが、

この二、三日來の政府の態度を見ると、これは私は新聞紙を必ずしも全部信ずるものではないのですが、吉田総理大臣は民自黨の役員会ですか、代議士会へ行つて大いに激勵をして、そうして國家公務員法をさへ上ればその他の問題は、早く言へばどうでもいい、解散する、こういうことを言つたとか、言わないとかで、非常なセンセーションを起してゐる。そこでこれは先ほどの官房長官の御説明で、新聞記事が必ずしも正しくないといふことがわれ／＼には明瞭になつたのですが、外電にあつたことを言つた。また橋本官房次長は岡山において大體同様のことを言われた。こういうぐあいに——わが

黨は二、三日前に片山委員長がマツカーサー元帥に會つたのですが、その内容はわれ／＼に一度も言つていないし、従つて御本人も新聞記者に何も言つておられない。こういうぐあいにわれわれは、慎重に、公明正大に、かつ迅速にこの問題の審議を完成するために努力して、それがために摩擦を生ずることがないようにわれ／＼は努めておる。しかるに政府側の総理大臣以下官房長官あるいは官房次長が、到る所でほとんど無責任、とは言わないのですが、事実と違つたような、あるいは事実を相当誇張したようなことを言われて、それが國會議員の神経をとがらした。そうしてこの席上でもこういう質問が出るということは、私はその結果は國家公務員法の審議を急いでおるわれわれが、いきおい遅れるということになる。この点は官房長官におかれても、総理大臣以下の各大臣に、この國家公務員法の審議が完成するまでは、いたずらに神経を刺激するような言辭

を新聞記者その他に發表したり何かしない。さらに委員長からは、どうぞ國家公務員法の審議に關連がある問題については、今のような政府委員が外部でもつて、われ／＼から見れば無責任なる放言をするということに対しては、審議を進行する意味において嚴重なる警告を發していただきたい。これをお願いするものであります。

○赤松(男)委員 先ほど官房長官は大藏大臣の所管であるからということをおつしやつておられます。私はこれは政府の重大なる責任であると思ひます。先ほど来われ／＼がしば／＼言つておられますように、われ／＼はマツカーサー書簡に示されておることから考へて、同時審議すべきであると思ひておる。その趣点に立つて政府の所信を聞いておる。政府は今關係方面へ予算が出てるのでしよう、關係方面で今檢討されておるでしよう。その關係方面の檢討がいつごろ終つていつごろ明瞭になり、國會に提出されるかというくらゐなことは、大体あなたは見通しが立つておると思ふ。そういう見通しなしにいつ出せるかわからないが、まあ一べん關係筋の方へ出してみようというふうなことはないと。私も何も喧嘩しておるのではないのですから、それを聞かなければ、この間の同時審議をやるといふ院議がこれらと思ふ。それをあなたからもう一度明瞭にお答え願ひたい。

○佐藤(榮)政府委員 赤松委員の重ねてのお尋ねでありますので、一應私申し上げ得るならば申し上げたいと思ふのであります。ただいまのところその点については申し上げることができないのであります。

○赤松(男)委員 そういたしますと、政府の方がつ追加工算を出して来るかわからない。わからないが、しかたがないから予算委員会にしても、人事委員会といつても、ただ手をこまねいてそれを待つておればいいのか、それで政府の責任が果せますか。

○佐藤(榮)政府委員 先ほど来申し上げように、政府といつても、追加工算はできるだけ早く提案いたしたいので、いろいろ準備を進めておるわけでありまして。しかしただいま御質問のありましたように、日にちあるいは見込みということについては、私の席では申し上げかねます。

○赤松(男)委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、今会期中には必ずお出しになるかどうか。

○佐藤(榮)政府委員 今会期中にはこの予算案を出すつもりで、ただいま準備しておるのでございます。

○赤松(男)委員 それはつまりでございませうか、必ず出すというのですか。

○佐藤(榮)政府委員 大藏大臣が十分成算がありとお考へになつておられれば、必ず出すというお考へだちと思ひますが、私はその点直接折衝しておらないので、私から申し上げることなどできないという。ごを先ほど来申しておるわけでありまして、ただいままで政府でいろいろ審議いたしたことは、この國會に提案すべく、すべての準備を盡すということをやつておるわけでありまして。

○赤松(男)委員 先ほど官房長官が、緊急予算を出すかもしれぬとおつしやられました。その緊急予算の内容はどのようなんですか。

○佐藤(榮)政府委員 緊急予算を出すかもしれぬというところは申し上げたわけではないので、もしも予算が通らないときはいかにするか、かような御質問に答へまして、私どもは給與に關する処置は、政府としては何として出すが、この強い決意を申し上げたわけでありまして。その前に申し上げたことは、ひとりで公務員法の給與ばかりでない。さらにまた民間の今当面しております電産なり、炭産なりの争議の始末をつけますための必要な予算等も、もちろん考へるということをおし上げたわけでありまして。

○赤松(男)委員 それは違ひます。この会期中に間に合わない場合には、参議院の緊急集會にそれをかけるのかと私が言つたら、それはそうではない、それは緊急予算で出すということをおしやつた。それをもう一度御答へ願ひたい。

○佐藤(榮)政府委員 緊急必要な予算の処置だけは、どんなことがあつてもおしやしたいということをおし上げたわけでありまして。いづれこの点は先ほど来から申し上げておりますが、速記もあると申しておりますので、私別に間違つておることは申し上げておらないわけでありまして。

○赤松(男)委員 その緊急必要な予算の内容は何ですか。

○佐藤(榮)政府委員 大体今回追加予算として出されるものは、緊急予算に違ひないわけでありまして。臨時國會の性格でありますので、追加工算の中に緊急でないものを入れて来るわけは毛頭ないと思ひます。ただそれについて、総予算——ウェイトの問題として、どうしても取上げなければならぬものが最後に残るだらう、そういうものだけということ、ただいま申し上げました給與に關しましては、官公吏の給與であるとか、あるいは民間の今当面しておる問題解決のための給與というやうなものが考へられる。その他にも給與以外の費目としてまだあることだと思ひます。さらに追加をいたしますが、給與に關しまして追加しなければならぬ問題では、寒冷地給であるとか、あるいは石炭手当の問題であるとか、こういうやうなもの、は時期的に見まして、何としても計上し、御協賛を経なければならぬもの、かように考へております。

○赤松(男)委員 ありがとうございます。たいへん明瞭になつてまいりました。そういういたしますと、緊急必要な予算という内容は、給與と、それから冷寒地あるいは石炭等をさして言うものである。どういたしますと災害復旧費等は切離されて、以上三つのものを緊急必要なものとして最悪の場合にお出しになる、こういうふうにご了解してよろしくございませう。

○佐藤(榮)政府委員 先ほど私申し上げましたように、給與に關しましては申し上げまして、特にその点は強く申し上げたつもりであります。ただいまの御質問がだん／＼予算の姿につきまして、いろいろ入つておるようでございますが、この点は私よりは大藏大臣の方に御質問くださつていただきましたと思ひます。

○赤松(男)委員 あなたが答へされたその答弁の内容について質問しておるのです。

○佐藤(榮)政府委員 実は給與の内容については、こゝは人事委員会です。

○佐藤(榮)政府委員 先ほど来申し上げたように、給與に關しましては申し上げたつもりで、特にその点は強く申し上げたつもりであります。ただいまの御質問がだん／＼予算の姿につきまして、いろいろ入つておるようでございますが、この点は私よりは大藏大臣の方に御質問くださつていただきましたと思ひます。

○角田委員 先ほど米澤委員の御注意がありましたが、どうですかこの程度で、関連といつても予算委員会もあるのですから……。

○佐藤(榮)政府委員 ただいま申し上げましたように、本委員会では御質問願うことは、なるべく人事に關する問題だけにとりて願ひたいと思ひます。さらに予算の問題については予算委員会の方にひとつお譲り願ひたい。私は給與に關します問題につきましては、相当詳しく政府の意向は申し上げたように思ひますから、その程度で御了承願ひたいと思ひます。

○赤松(男)委員 官房長官から、この問題は予算委員会ではよく、人事委員会ではよくと言はれることは越權だと思ふ。議事の運営はわれ／＼自身がきめるので、そういうことは慎んでもらいたい。そこで私は予算全般の内容について言つておるのではない。すなわちあなたがさつき言つた緊急やむを得ないというその緊急必要なものの内容は、さつきあなたがおつしやつたように、給與の問題、冷寒地給の問題、石炭手当の問題、この三つと了解して置いていかどうかということなのです。

○佐藤(榮)政府委員 まだ少し誤解があるようですが、この給與に關しまして、私どもがこの際緊急に取上げなければならぬ問題だと考へておられますのは、官公吏の面におきましては、ただいま御指摘になりましたように給與ベースの問題、石炭手当の問題、寒

冷地給の問題、同時にまた民間労働者の関係におきましては、ただいま当面しており、争議解決のための、電産並びに炭管関係の予算的措置であると申しております。

○赤松(男)委員　そこでさらにお尋ねします点は、それが給與に関する暫定的な予算でありましようとも、とにかく本國会にお出しになるという事は明白になつた。重ねて官房長官にお尋ねいたします。官房長官にお尋ねする理由は、これはもとより大蔵大臣に質問することが適切だと考えますが、今度政府の考へておる賃金ベースが幾らになるかよく存じておりませんが、政府の考へておる賃金ベースは七月に遡及するものであるかどうか、このことは政府として重大な責任がある。と申しますのは先般の國会におきまして、三千七百円ベースの法律案を通過いたしましたる際に、當時は御承知のようになり政府が全官公廳との間に団体交渉が続けられておつたわけでありまして、それがそのまゝの形で尾を引いて残つておるのであります。その際に二つの條件をつけた。その二つの條件というのは、一つは内拂いという意味に、國会もそれから政府も解釈してあの法案を通した。もう一つはこれは七月に遡及するのだということが、當時の議事録の上に明瞭に残つておるのであります。もとより芦田内閣と吉田内閣とはかわつておりますから、その点につきまして私は今責任を云々ということと言つておるのではない。吉田内閣の考へ方としては、そういう事情で國会を通過いたしました関係上、今度の賃金ベースについては遡及する意思があるのかどうか。遡及するとすれば、大体何月に遡及するかという点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤(榮)政府委員　御承知のように給與ベースを改訂するという問題は、相当長い間の問題であります。御承知のように人事委員会ができて、人事委員会の方で新給與をつくる一應の資料を集めて、人事委員会案というものを一つつて政府に勧告するということが相なつたことは、経過で御承知の通りだと思ひます。政府といたしましては、人事委員会からいかなる勧告が出て来るか、これをすくいぶん長いこと待つて来たのであります。一面に当時組合側からいろいろ要求が出ておりました。新給與ベースは御承知のように七千三百円にしろ、さらにまた過去の赤字補給のために二・八箇月分を要求する。かような要求も出て参つております。そこで政府といたしましては、この新給與ベースなり補給金なりを一緒にいたしまして、人事委員会から案の出でくることを長い間待つておつたような次第であります。一面この人事委員会の勧告がなか／＼出て来ない。そこで社会党の方からもこの際に一箇月分だけの繰上げ支給をしてはどうかという申入れも、実は受けて参つたのであります。そこで政府といたしましては、人事委員会の勧告がなか／＼出て来ない。一方で労働者の立場について深い認識のある社会党から、かような申出が出て来ているから、何らかの処置を講じなければならぬだろうというので、いろいろ案を練つて参つたのであります。ところが御承知のように、人事委員会から六千三百七十四の勧告案が参つたわけでありまして、政府と

いたしましては在来から準備している資料もあることでありますし、さらに具体的に六千三百七十四というものが来れば、これが財政上に及ぼす影響であるとか、あるいは民間給與にどういふ関連を持つとか、あるいは今後の價格政策に及ぼす影響があるか。それらのことをいろいろ考究して最終的決定をいたさなければならぬ。実はかように考へてそれらの審議を進めて参つたわけでありまして、今日総追加予算案として關係の筋に交渉しておりますものの中には、もちろん給與ベースというものをくりまして向うと折衝しておるわけでありまして、ただいまその金額についていかうであるかとか、あるいはいつからこれを實施するのかが、この点について、明確なお答えをまだし得ない状況に参つております。ただこの際に皆様方すでに御承知のように、人事委員会の案なるものは、十一月からこれを實施するということに相なつておりました。その点だけは明確であります。この際私どもが言ひ得ることは、五千三百円を上まわる予算を要求しておるといふことは言ひ得ると思ひ、かように考へますが、それより以上に具体的な数字なり、あるいはいつから實施するかという点につきましては、ただいままだお答えし得ない状況にあることを御了承願ひます。

○赤松(男)委員　たいへん懇切丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。そのうち、さういふふうにご答弁願へると、あなたに対する感情論もまだんだんなくなつて来て、今度総選挙に出られても大丈夫当選せられると思ひます。そこでただいま官房長官は人事委員会の勧告を待つておつたと言われた。これは非常に重要な発言でございまして、人事委員会そのものを尊重される政府の考へ方というものに私は最大の敬意を表したい。重ねてお尋ねいたしますが、人事委員会が政府に勧告をいたしまして、その勧告に基いて政府は給與ベースの予算を編成するのでございしますが、もしこの勧告に沿ひ得ないような場合には、政府は人事委員会との関連において、どういふ責任を感じるかということが第一点であります。第二点は、人事委員会の勧告には十一月ということが示されておる。しかし政府の考へ方としてはこれは遡及すべきものかどうか。今までの議會の審議なり、當時の三千七百円の法律を通した事情等をも勘案して、政府としては遡及すべきものかどうか。その点懇切丁寧に御答弁をお願いいたします。

○佐藤(榮)政府委員　できるだけ詳しく申し上げるつもりでおりますが、それはともかくといたしまして、ただいまの大事な根拠であります。人事委員会の案そのものは、御承知のように權威のある調査の結論だと私も考へます。しかしながらこれが實施にあたりまして考へなければならぬことは、先ほど申上げましたように、いろいろの諸点、いわゆる財政だとか、あるいは民間給與の均衡の問題だとか、あるいは經濟政策だとか、あるいは新物價体系だとか、いろいろあるわけでありまして、それともう一つは在来の給與と非常にかつた建前でありまして、いろいろの不都合も生じやういのであります。新しい給與ができて、前の給與が大幅に引き上がる。それだけならばよろしいのであります。その中身の問題といたしましては、在来の考へ方に非常な修正があつたといふと、現実それを實施いたしました際に、いろいろの問題が起りやうい。一、二の感じを申し上げますれば、たとえば人事委員会のつくつておられます地域給、あの地域給の差のつけ方は、現在の實施しております給與から見まして、非常な変化があるのであります。これらの点につきましては、さらに人事委員会と私どもと折衝いたしまして、さうしてなだらかな推移がするように、何としても考へざるを得ない。先ほど申すような基本的な問題があるが、實施の技術的な面におきましては、なおまだ人事委員会と折衝を要するものがあるのではないかと、かように考へておるのであります。ただこの際、どうしても政府として取上げておかなければならぬことは、その總予算額は何としても計上をして、さうしてきまします以上、一日も早くこれを實施して行く。さうして職員が安心してできるように成案を示すということが政府の責任だらう。実はかように考へたものであります。ここでバックの問題に相なつて来るのであります。このバックの問題も、新しい給與がいかなる金額にきまるかというところにも、実は一つのポイントがあるように思ひます。が、總額とバックというものは、やはり関連して考へざるを得ないだらう。かように私は考へております。ただまだ政府が予算として出しておりませぬ今日において申し上げ得るところは、十一月實施というところ、さういふような給與をきめた

ということと準備をしておるわけでありませう。それよりさらに遡及することとは、実はたゞいまのところ考へていないわけでありませう。

勸告に対する責任は、これは数箇箇質問があつたことだと思ひますが、政府といつたしまして人事委員会は、総理大臣に報告する義務のある普通の命令服従といひますか、上級下級の關係には実はないように思ひますが、もちろん政府部局の一部であります。従いまして全然別途のものがあり得ようわけは実はないわけでありませうので、その間には緊密な連繫はもちろんだらなければならぬ。ことに人事委員会で試案が発表せられておる。しかもそれに対しては、國會を通じて、國民の批判を受けるということに相なつておられます。従いまして政府が別途の観点から、いわゆる先ほど申しました基本的な國內の情勢なり、財政等の見地から、別途の案をつくつたといひますならば、その二つが、あわせてこの國會を通じて國民の批判を受けるということに相なるであらう。実はかやうに考へておられます。今人事委員会の案そのものを、政府は必ず採用しなげればならぬといふ、嚴格な意味には考へておらぬのでありますが、政府部局の問題でありますので、その点は十分尊重してその処置をつけたい、かやうに考へておられます。

○赤松(男)委員 勸告権の問題につきましては、これは非常に重要でございませうから、さらに後ほど法務總裁か、あるいは人事委員長にも必要があればお聞きし、あなたにも質問してみたいと思ひます。そこでこれは留保しておきまして、ただいま總額によつてバツ

クするかどうかをきめたいというような意味の御答弁でございしましたが、大体さういふような点から推察いたしましするに、政府はバツクすることを必ずしも反対してない。バツクすることは、財源が許されるならばバツクしたい。かやうにお考へになつておると了承してよろしいかどうか、こゝういふことが第一点。

第二点といひましては、いわゆる總額の問題でございしますが、これは新聞報道でございまして、大蔵大臣は新聞報道は單なる情報で、私は知らぬといふことを言つておられます。私は新聞の報道は大体正しいのじやないか、政府の考へ方を忠実に報道しておるのじやないかと考へておるのでございませうが、五千六百円前後といふことが言われておる。總額が五千六百円前後である場合においては、バツクする意見があるかどうか、こゝういふ点をお尋ねしておきたい。

○佐藤(榮)政府委員 たいへん微妙な御質問であり、しかも非常に大事な御質問のように実は拜聴いたしたわけでありませう。実は私先ほど來何度か申し上げるわけでありませうが、總額が幾らになるかといふことについては、ただいま申し上げかねておるわけでありませう。そこで第二の点で五千六、七百元になつたらバツクするかしらなにかといふお尋ねに對しましては、まことにお答をいたさないで遺憾でございませうが、その点は御了承をいただきたいと思ひます。ただ第一の、これは原則論として申し上げるわけでありませうが、政府の予算といひましては、バツクする財源も、新給與として支拂う財源も、別にかわつた財源があるわけ

ではないのであります。そこでその財源の使ひ方の問題といふことには相ならないだらうと思つておられます。そこで私は新給與といふものを、比較的、できるだけ高い所できめまして、実施は十一月から十一月以後にする、こゝういふことが実はまじめな行き方じやないか、今日私自身が考へておるところは、実はさういふ考へ方を持つておるのであります。總額が一應きまりまして、その分配の場合に、それを二つにわけることよりも、一本にいたしまして、さうして將來の生活の基礎が確立されるという考へ方の方が、どうも本筋ではなからうか、かやうな考へ方を持つておることを重ねて申し上げておきます。

○赤松(男)委員 さらに私は数点お尋ねしたいのでございませうが、前田委員から官房長官に質疑があるという申出がございませうので、私の質問はまたあとまわしにいたします。

○前田(種)委員 二点だけお聞きいたします。それは一点は赤松委員の質問に對して、官房長官が詳しい答弁をされた中に、緊急追加予算はつとめて出した。しかし会期その他のことでもし間に合わないときは、切離して、給與ベースを中心とする切離した緊急予算で出したといふことを言われませうが、できませうれば、緊急予算全体を、總括して本國會に提案されることを希望いたします。しかしもし万一の場合を考へて、先ほどの官房長官の答弁の中に、切離して給與ベースを出すという場合は、公務員法の審議と並行して、できるだけ会期中に審議したいとわれ／＼考へておるのです。あくまで公務員法とともに出す場合には、そ

の審議が盡されるように、政府として決意しておられるかどうかといふ点を、第一点としてもう一度お聞きしたいと思ひます。

それから第二点は、だび／＼新聞にも官房長官談として発表されておりますように、公務員法の審議後、國會を解散するといふ計画であるといふことを強く主張されておるわけですか。これは本委員會では、公務員法の審議と解散の問題は非常な関連があります。今議會の山であるとは考へますが、その意味においてこゝで官房長官にお尋ねしたいことは、いわゆる本案の審議後、解散の計画があるといふことを明確に言つておられますが、しからばその解散は官房長官が新聞で言つておられるように、第七條を中心とするところの解散の問題、さらに憲法第七條を中心とする解散をやることは、天皇制の問題についても非常に重要な問題があるといわれ／＼も心配するわけですか。私は六十九條と関連した意味におけるところの七條の発動でなくてはならぬと考へます。それはただ單に今回の吉田内閣が解散するか、せぬかといふ問題よりも、日本の國として天皇制が將來一体どうなるかといふ問題に、非常に重要な問題があるといふ私は考へます。この意味において、解散を國家公務員法の通過後にやろうといふその計画からいつて、いかなる方法をもつて解散しようとしておるのか。あくまで第七條でやつて行ける、しかもやつた場合に天皇制の復活にはならないといふ確信をもつておられるかどうか。言いかえますならば、そのことのため

があるといわれ／＼は考へておりますが、さういふ心配はないかどうかといふ点を、もう一度明確にお答へ願ひたいと思ひます。

○佐藤(榮)政府委員 第一点は、予算が出て來たときに國會として十分の審議期間がありやいなやといふお話であります。実はこの点について一言釈明をいたしたいと思つておられますが、おそろく佐藤は官房の出であるので、國會を無視して審議その他十分やらないのではないかと、こゝういふような御注意をしばしば受けておるのであります。しかしながら私は、この吉田内閣は國會を尊重し、國會の審議権を無視するような考へ方は手頭持つていないといふことを、重ねてこの際申し上げまして、同時に私自身の釈明にもいたしたい。かやうに考へるのであります。この予算を國會に送り込むという場合にございまして、できれば今回の臨時國會が二十一日の会期なので、それは冒頭にすべき筋のものであつたらうと私は考へます。しかしながら御承知のように、予算はなか／＼／＼簡単には送らぬものであります。殊に長い間野黨をやつておりましたこの吉田内閣といひまして、諸般の事情等につきましても、十分の知識をもつておらない。そこでかねての主張を予算化する、あるいは政策を具体化するといふためには、相當の時日を要するといふのであります。たいへん手間どつてまことに相済みない状況でありませう。すでに本會議におきまして、衆議院並びに參議院におきまして、早急に給與その他の予算を提案しろ、かやうな決議も出ておるので、できるだけ早くこの予算を國會に送り込むといふ

公務員法を先議するという場合において、それは國家公務員法という、この人事委員會に出ておりますところの改正案の審議だけで十分であるのか、それともその他令議論になつているところの給與、あるいは公共企業体労働関係法規、あるいは國有鉄道、あるいは専賣公社、こういう附随事項も含めるのか。この國家公務員法先議についての内容でございます。その点を具體的にお尋ねいたしたい。

○佐藤護（政府委員　実はこれは、あなたがいらつしやる前に大論議のあつ

た問題であつたのです。しかし……。

○菊川委員 落んでおれば結構です。その内容はあとで速記で見ます。次は、その内容は別でありますが、國家公務員法をまずきめて、その後、解散をされるというのでありますが、憲法上の原則的な議論は避けたいという点でありますから、その点も了承いたしますが、そこで國家公務員法に關連するものを先議された後に解散を政府がおやりになるというの、どういふ方法でおやりになるのか、たとえば信任案をお出しになるのか、それとも政府單獨で、諸般の事情を考慮されて解散をおやりになるのか。この点はこの法案を審議するにあつて重要なポイントですから、ひとつお答え願ひたい。

○佐藤(榮)政府委員 先ほど答弁を途中でやめました。これは前田委員ももう一度はつきりしておきたいような顔をしておられますので、もう一度申し上げておきたいと思ひます。マツカーサー元帥の書簡に基く法案といはしまして、この國會で特に成立を必要といたします法案は、國家公務員法並びに國有鉄道法案、專賣公社法案、公共企業体關係労働法案、通信省の分離の二法案、もう一つ非常にこまかなものであります。國家公務員法を実施する場合に生じます経過規定のもの、労働關係のこまかなものがあると思ひますが、以上が特に成立を急いでいるところの法案であります。先ほど來問題になつております予算案そのものとは、実は別個に以上の法案だけが、特にはつきりいたしておることを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それからあとの解散は一体何でやるか。こういう御質問であります。この点は菊川さんいかがでございますか。この席で私が申し上げ、またお答えするのは差控へさせていただきますと思ひますが……。

○菊川委員 お答えいただくことが困難なという事情は了承いたします。けれどもこの委員会が今お述べになりましたような法案の審議を考慮に入れながら、しかも今會期中にこの法案をあげたい、こういう場合におきまして、解散をいかなる方法でおやりになるか。時期などはもちろん内閣のお考えのうちでしようが、しかし内閣單獨の御判断でおやりになることができるのか、それとも國會の多数の意思に基いておやりになるのか、この点は審議を進める上において重要な問題であります。これを總理大臣のあいさつ、抽象的なことで了承せよと言ふのでは、われわれこれを進行するのに支障を來すのであります。官房長官としてここにやはり明瞭な手段が示されなければならぬと思ひます。おそろくこれは國民全体が知りたがつておるのですから、こういう手段で内閣はやられるといふことだけは御明示願ひたい。どうしてもできないと言ふのならば、われわれは他の方法でまた研究する以外にないのですか……。

○佐藤(榮)政府委員 重ねて申し上げますが、この点についてはお答えのいたし方がないように思ひますので、お断りを申し上げます。

○島上委員 先ほどの赤松委員の質問に關連して、一つだけ伺ひたい。この点です。これはあるいは大藏大臣にお伺ひするのが適當かもしれませんが、もしお答えできたらお答え願ひたい。御承知のように勤勞所得税の現在の控除額は三千七百四十五円に上つてきめられたものであります。今度ベースが改訂されました際に、私たちは當然勤勞所得税の控除額の改訂の措置もとらるべきものではないかと考へるのがあります。その点政府においてはどうか考へておるか、そのような用意があるかどうか伺ひたいと思ひます。

○泉山國務大臣 政府は本年の七月の所得税の改正によりまして、賃金、物價等の変動に應じて税率の引下げ、基礎控除、家族控除の引上げ等の措置を講じたのでございまして、これにより勤勞者の負担は相當緩和したと考へられるのであります。今般給與ベースが改正されることになりますれば、賃金物價等の総合的事情と關連を保ちながら、その推移に即應して、勤勞者の所得税負担を適正ならしむるよう格づけしなければならぬ。かように考へております。

○島上委員 私は勤勞所得税の控除額は三千七百四十五円當時にきめられたものでありますから、このベースが改訂されると、当然われわれの考へでは控除額も引上げらるべきものだと思ひますが、そうでなければ賃金の名目だけ引上げられても、税金をうんととられて、實質的にはほとんどとらぬところに入らないという結果を生ずるので、当然控除額も改訂するべきものだと思ひます。

○泉山國務大臣 御指摘の御指摘はよく拝承するのがあります。しかしながら當局といたしまして物價賃金の総合的關連に立つて、これを決定いたしますものは考へております。ですから給與ベース改訂と同時に、勤勞所得税の控除額を引上げるための措置をとる用意があらうかどうか、そういうお考へがおありかどうか伺ひたいことを、はつきりと言つていただければ結構なものです。

○泉山國務大臣 たいまお答え申し上げたのは、その点に關連してはつきりとして申し上げたのであります。もう一度申し上げます。今般給與ベースが改訂されることになれば、賃金、物價等の総合的事情と關連を保ちながら、その推移に即應して、勤勞者の所得税負担を適正ならしむるよう格づけなければならぬ。かように考へております。

○泉山國務大臣 引上げることになるか、引下げることになるかは、今後検討の上できめたいと思ひます。

○赤松(勇)委員 泉山大藏大臣に御質問いたします。昨日私は予算等の問題につきましていろいろ御質問をしたのであります。はなはだ残念ながら大藏大臣から誠意のある御回答を一つもいただくことができなかったことは、はなはだ遺憾に堪へないのでござい。そこであらためて大藏大臣にお伺ひいたします。あなたが、あなたの方の黨の第二回大會におきまして、こういうことが決議されておる。「生産第一主義を積極化して、インフレを収束する。」こういう緊急政策のものに一項目があります。これは増田労働大臣の賃金安定政策とも關連するのでござい。まするが、それは後ほど御質問するつもりで、それは後ほど御質問するつもりで、どういふふうにインフレを収束しようとするか、あなたの構想をひとつお聞きたい。

○泉山國務大臣 インフレ収束の要諦は、第一に生産の増進にある。かようなことはたび／＼本會におきまして申し上げた通りであります。そのインフレの収束と生産の増進との關係については、いまさら申し上げるまでもないのであります。従ひまして、ただいま御指摘の赤松さんの御質問の要點は、あるいはそれ以外に何らかの特別の手を打つのかどうか、かやうのことかと存じ上げないのであります。その点につきましては、はつきりしたお尋ねがありました場合に答へ申し上げます。かように思ひます。

○赤松(男)委員 どうもあなたの方の

大会の緊急政策というものは、何にもないですね。ただこれは作文で書いてあるだけだというふうに了解できるのですが、そこでそれでは御希望がございましたから具体的に御尋ねいたしますが、基本的に申しますならば、生産増大の障害になっているのはインフレである。そこでインフレ収束の手を打たなければ生産は上らないのだ。こういう基本的な考え方の上に立つております。この点はあなたの方の覚のように生産を上げて、それからインフレを抑えるのだという石橋前蔵相のような考え方には賛成できないのであります。そこで具体的にあなたにお尋ねいたしますが、生産をどういふふうに上げようとするか、一体生産を上げてインフレを防ぐというのでしよう。生産をどういふふうに上げようとするか。これはきわめて具体的な質問です。これに対して具体的に御答弁願いたい。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。まずその前に生産第一主義、かよりのことでありまして、第二、第三のあることを御了承願いたいと思っております。次に生産第一主義の場合に、しからばその生産第一主義の生産増大の具体的な方策いかん。これを簡潔に申し上げるならば、まず統制の撤廃にあることを申し上げたいのであります。

○赤松(男)委員 その統制撤廃の内容は何でございましょうか。これはあなたの方の緊急政策の第六に「統制を大幅に解いて非効率と不正の根源を除く」これを一遍お説明願いたい。

○泉山國務大臣 これはそこに書いて

ある通りに御了承願います。

○赤松(男)委員 その生産を上げる具体的方法というものは、統制の大幅解除というのでしよう。統制をどういふふうに大幅に解除するのですか。それをやることによってどういふふうに生産が上がる。今生産は戦前の五〇%まで来ております、さらにこれを上げるためにはあなたのおつしやる統制の大幅の解除をやる、どういふふうにどの範囲までやるのですか。

○泉山國務大臣 統制の撤廃については事具体的問題になりますので、その方針はただいま赤松さんにもよくおわかりのようでありまして、これは御説明するまでもありませんけれども、具体的問題は、せつかく今安本としても具体的結論を得べく研究中であります。

○赤松(男)委員 驚いたです。何を聞いても研究中々々々では、これはまったく國民に対してはなはだ申訳ないと思ふのです。まるきりこれはちやうど幼稚園におきまして子供と先生が問答しておる、私などは先生らしくなつて来ておる。実際もう少し眞面目にやつてもらいたいのと思ひます。それならばさらに私は突込んで質問いたしたいと思ひますが、あなたの資金安定の方策の具体的な方策を御説明願いたい。

○泉山國務大臣 資金安定の方策は私としては現下の経済問題の結論的要素とでも考えておりますので、物價その他の方策を講じた、かように思ふのであります。

○赤松(男)委員 統制を大幅に撤廃するといふことを、あなたの方の大会の

緊急決議でもつてやつておいて、目下

研究中、資金安定の方策を聞くとこれも研究中、一体それでは泉山大蔵大臣の抱負、あるいは泉山経済安定本部長官の抱負というものは何ですか、何のために大臣になつておるのですか。そんな不眞面目なことでは困ります。もう少し親切に具体的に、もう少し信念をもつて答弁してもらわないと困る。それならばあなた實際わからぬのですね。研究中というけれども、實際わかりません。答弁できなければ、私わかりませんからこれから一生懸命に勉強して御答弁いたしますとはつきり言へばよい。そういう不眞面目な態度はだめだ。あなたの方の大会の決議で國家財政の健全化といふことをうたつておる。財政の健全化の一つの方法として公務員法を改め、行政の整理簡素化を断行するといふたこの行政の整理簡素化といふところの内容は何ですか。

○泉山國務大臣 行政の整理はその具体的内容は今日これを示す段階にはありませんが、大体におきましてまず統制の撤廃におきまして、これと並行して行政の整理に着手したい、これが第一であります。

○赤松(男)委員 行政の整理簡素化といふのは、結局ただ首切ることだけなんです。

○泉山國務大臣 さような意味ではございせん。

○赤松(男)委員 どういう意味ですか。

○泉山國務大臣 ただいま申し上げました通り、その具体的の方策の第一は、統制の撤廃と並行してこれをやる、かようなことを申し上げたのであります。

○赤松(男)委員 統制の撤廃と並行して

どういふふうになつておるのですか、その具体的な方策をここで示してもらえたいのです。

○泉山國務大臣 それは先ほど申し上げましたところで私は十分御了承願えるものと思ひますが、何か別の表現をもつてすべきかも知れませんが、赤松さんのお尋ねの意味がはつきりしませんでしたので行政整理は首を切るのか、こゝういふ意味に解釈したのであります。あるいはそういう場合もあるかもしれませんが、政府としては首を切る、こゝういふ構想ではなしに、今日言つておることを申し上げておるのであります。

○赤松(男)委員 それではどうやつて

いるんですか。はなはだもつてどうも……。それではこの中でうたつてゐる「爲替レート」の一本建を目標として、國內物價の均衡と企業合理化を促進する、この内容を一べん御説明願いたい。

○泉山國務大臣 何か黨の政調会の御質問のように伺うのですが、……それはちよつと申し上げますが、爲替レートの一本という問題は、この間の本会議で御説明申し上げました通り、われわれとしましては今日一本爲替がないために幾多の支障がある、こゝういふ現実はよく承知いたしておるのであります。しかしながらこの一本爲替につきましては、これをどの程度にきめるか、いかなる段階においてこれを決行するか、これはわが日本の経済の將來を卜すべき重大な点でありますので、われわれはこの点につきまして目下慎重に研究中である、かように申し上げる以外にはないのであります。

○赤松(男)委員 あなたの方の党な

り、吉田内閣の考え方にこそなつて

来ると思ふのですが、資金安定政策、これはこの間増田労働大臣がその大綱をお示しになつたわけですから、そこでわれわれが了解しているのは、資金を安定する場合に、あなたの方にはよく統制を撤廃するとか何とかいふことをおつしやる、そして物がうんと出まわつて来れば、自然にそれが資金の裏づけになつて行くといふようなことを言われている。現にこの中にも生鮮食料品の統制撤廃なんといふことも言われている。あなたは経済安定本部長官として、資金安定に關するところの何も持つていない。ただ統制を撤廃して資金の安定をはかるのだといふような、き

わめて超素朴的な考えしか實際持つていない、われわれが質問するのにいさゝか恥かしいのですが、そこであなたにもう一つお尋ねしますが、生鮮食料品の統制撤廃はいつやるのですか、そしてどういふふうにするのですか。

○泉山國務大臣 お答えいたします。それはなるべく早く、これを有効適切にやりたいといふように考えております。

○赤松(男)委員 先ほど佐藤官房長官は、予算が閣議において大体検討されて、それが關係方面にたいだいま出ている、そしてその予算の中の一重要なる給與の予算は、大体五千三百円よりも高いのだといふことを言つておられる、あなたはこの予算がいづつこの議會に提案され、そしてこの議會において必ずそれが議決されるような措置をとるといふことを明言できますか。もしそれができないとすれば、どういふ形でこの追加予算の問題を解決しますか。

○泉山國務大臣 お答えいたします。

それは前内閣並びに前々内閣の実績に徴して大体御判断の通り、今日におきましていつということについては、もし赤松さんのお尋ねが、暦の上の幾日の何時ということであればお答えできないのでありますが、しかしながらできるだけ早くということでは、私は近い将来ということをお願いいたします。

○角田委員長 それではこれにて休憩し、午後一時半より再開いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○角田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。玉井君。

○玉井委員 労働大臣がお見えでございますから伺いたいのですが、あるいはこれは人事委員長にお伺いした方がいいかもしれません。しかし時間の都合もありますし、できるだけ早くと思ひまして伺いますが、先般この法案を出されるのについて、人事委員長の提案理由の御説明がありました。その御説明の中に國家公務員の福利と利益との保護機關としての権能を果すために

は、人事院というものは十分な権能が與えられなければならないというようなことを言っておられるわけです。そこで具体的に伺いたいことは、公務員の福利と利益ということとをどのように考えるか。それから福利と利益を守るのが目的だと言っておられるわけですが、その守るべき、これ／＼の條文によつて、その福利と利益をかくのごとく守つていられるんだということを、具体的に示しを願いたいと思う。

○増田國務大臣 玉井さんの御質問に

お答え申し上げます。御質問の中でも言われました通り、これはむしろ委員長から御答弁申し上げた方がよろしいかと思ひますが、公務員の利益と福利とを擁護するという立場で國家公務員法は定められたものであり、またこの改正案もそういう趣旨から、皆さまのものと提案されたものでございます。

そこで人事行政というものは人事院で行つた方がよろしいということが、まず根本的な官吏の利益あるいは福利の擁護になると思ふのであります。というのは、政党内閣とかあるいは政府だとかいうことは、これはしよつちゆう交代のあることでございまして、また從來行政機構を構成してある事務官吏に、不当の影響を與えた事例がないでもないものであります。そういう意味合ひから、政変だとか、あるいは政党内閣の影響ではない、悪い意味の影響が来ないような意味合ひで、比較的恒久性を持つた、半獨立性を持つた人事院で人事行政を行うということが、官吏の福利なり利益の擁護になるという見地から、從來の公務員法も皆さまの御協賛を得たものでございまして、今回の改正案も、そういう趣旨から提案されたものでございまして、そこで今度は條文について一々お答え申し上げます。

このこととございまして、これは逐條審議のようなことになつてしまひまして、なか／＼これは、ほんとうは時間があれば、私も官吏をしておつた経験もございまして申し上げたいのでございまして、要するに報酬のこととあるいは試験制度のこと、あるいは任用のこと、あるいは給與のこと、あるいは能率のこと、あるいは分限のこと、あるいは懲戒、褒賞、そういうような

規程に關すること、こういうようなこととが私の考えでは、比較的文化的な、科学的な基準の下に規定ができて上つており、また改正案もでき上つておるといふように信ずる次第でございまして、どうかよろしく御了承願ひいたします。

○玉井委員 ただいまの労働大臣の御答弁では実は私が要求したような点についての御返事はちよつと受取れないのです。たとえば人民の福利を保障するといふ以上は、そういう福利を保障する條項が憲法にでも何にでも書いてあるわけですね。そこで公務員の福利と利益を擁護する機關だとして、以上は公務員の福利と利益である。首切りの手によりやられるのが福利なんだ、あるいはまた團體交渉権を剝奪して思ふようないふ金金ペースを押しつけるが福利なんだという意味では、まさかないと思ふのであります。それから福利といふものをどのようにお考えになつてゐるか。お考えになつてゐるとすれば、それはこの條文、決してだくさんなどは要りません、典型的なものを一つでも二つでも結構なんです、それが今言つたところの福利を必ず守つてゐるのだというところをお聞きしませんと、この公務員法の改正を行われるのについて、実は安心して討議ができません。御承知のように、先ほどもお話があつたように記憶しておりますが、とにかく吉田總理自身も言つておられるように要求を含んだ勧告とお考えである以上は、公務員の福利を守る方も要求を含んだ勧告であるはずなんです。取締る方ばかりが要求を含んだ勧告というわけに行かないと思う。そこで私はお伺

いしているわけですから、この点をも少し具体的に御説明を願ひたい。

○増田國務大臣 玉井君の御質問にお

答へ申し上げます。私が先ほど、今回の公務員法は官吏の福利と利益を擁護する進歩的な制度であるといふことを申し上げましたのは、御質問の要點に於いては、御答へしたものでございまして、しかし官吏といふことは、良心の命するところに従ひ、純理に従つて行動する。これが擁護されなければ官吏としては立派な職責を果し得ない、行政機構が立つたに運営できないのであります。その点に不當なる圧迫があることはもう官吏としては一番不愉快なものであります。良心に従つて純理の命するところに従つて事務を遂行してゐる限り、何ら身分その他には悪影響がない。このことの保障は実は從來はあまりなかつたのであります。が、先般の公務員法の改正並びに今回の改正によつてその点は十分保障されておると思つております。給與はもちろん玉井さんのおつしやる通り大事であります。が、何といつても官吏は、事務的に良心をもつて事務を熱心にやるという本能に生きておるものであります。その本能の達成されないのであるには生きがいを感ぜないのであります。また國家機構として十分なる機能を發揮することができないのであります。これがまず第一であると思つてお

答へ申し上げた次第であります。

それから第二点の給與その他の問題について、もし不平不服等があつた場合には、労働協約もできない。いんやんやん争議権の行使ができないといふことは、これは給與を含んだ福利利益を擁護するようにといふあのマツカール書簡の勧告が、公務員の争議権方面の制約が、やはり要求を含んだ勧告であるならば、給與方面においても要求を含んだ勧告であらうといふお説はまことに同感であります。その通りであると考へております。そこで給與等は、官吏は一面においては品位を保たなければならぬといふ点もあります。また一般の勤労者と違ひまして、生活が保障されておるといふばかりではなく、やはり行政権を行うという立場から品位を保たなければならぬ。ところが労働の再生産のために、また品位を保つためにも十分な給與が與へられていないといふことは、現段階においてはあると私も思ふのでございまして、政府といつたしましては、財政経済の許す限り、給與條件を維持し、改善するといふことが必要であると私は思つております。そこで人事委員会が先般勧告いたしましたあの新給與水準等

はできるだけ尊重して、これを予算の上で具体化するといふ方向で進んでおる次第でございまして、しかしこれも、泉山蔵相からあとからお答えがあるかと思ひますが、財政上許し得る限度まで奮発いたして給與條件を改善するといふことのために、最善の努力を拂つておる次第であります。どうか御了承願ひたいと思ひます。

○玉井委員 それでは労働大臣のただいまの御答弁に對しましては、実はさうおぼろげなもので、この点ちよつと人事委員長も見えておられますので、質問の順序もございまして、あとで私はその点について御質問するといひまして、もう一点だけ労働大臣にお伺いしておきたいのですが、それは國家

公務員法に直接関係がある地方公務員法の問題です。この地方公務員法の問題について、これはいつごろお出しになるようになっておられるのか、これもこの際お伺いしておきたい。特に地方公務員に関する法律案が後日出るものだとすれば、その間はつと政令でやつて行くのか、あるいは國家公務員法に準じた何かで運用して行くのか、この点ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 法律の解釈に関する問題と、それから政府の措置に関する問題については御質問のようでございしますが、まず第一に政府の措置といたしましては、今回は地方公務員に関する法案を提案いたしまして、皆様の御協賛を得る運びに至りませんでしたが、これは事務が輻輳いたしまして、そういう関係でありまして、ほか別に他意はないのであります。どうぞ御了承願ひたいと存じます。来るべき國會においてこれを提案して皆様の御協賛を得たいと思つております。そこでその間は一体どういふふうにするのかという法律問題についての御質問でございます。これは淺井君からもお答えがあると思いますが、その間はアランクがあるわけでございませんで、七月三十日のポツダム政令に引續いて支配されておる、その支配下にある、こういうわけでございします。しかしそういうような法二條にして足るといふようなことだけでは、公務員の身分その他の処置がなか／＼妥當に行かぬ場合が多々あると思ひますから、できるだけそういう状態を早くなくすために、最も早い機会において地方公務員

法案の提案をいたしたいと存じております。

○玉井委員 もう一つだけお伺ひいたします。この公務員法案の中で一番重要な点は、やはり争議権の制奪の問題であると思ひますが、私企業には争議権は今後もやはりなおあるものであつて、かように了解しております。そこでおよそ団体交渉権、争議権ないしは団体協約というものが、資本主義体制下において、一方的に資本家の側で首切りをやる。あるいは賃金をできるだけ安くして、労働力を買おうというところと対抗した意味で、争議権あるいはまた団体交渉権等々が認められて来たものと考へておられるわけでありまして、そこでその立場がおよそ争議権、団体交渉権等の根本的な立場だと考へる以上は、この國家公務員法の中でこれらを十分保障してくれるものがなければならぬ。その点からは争議権はやはり根本的にはあるものだ。団体交渉権も団体協約権も当然なければならぬものだ。ただお考えによつては、技術的な問題としてある程度の譲歩というものがあつてもいい。しかし争議権や団体交渉権の発生したことを考へてみますと、これは当然なければならぬ。しかも人事院の構成上、今のようにならざる考へてみますと、やはり自由なる首切りが行われるような構成ができてゐるのですが、この点に關して自由なる首切りを行つたならば、今申し上げたような労働者の團結権も団体交渉権も、同時にまた争議権も認められなければならないと考へてゐるが、その点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

企業については、もちろん団体交渉権あるいは争議権は、現在の労働三法の認める範圍において將來といへども完全に存続すべきものである、また尊重すべきものであると思ひます。第二に、それから原則的にそういう性質のものは、公務員たる賃金労働者にも根本的にはあるべきものであつて、それが一時制約されてゐるのではないかと御質問でございますが、これは御意見でどういふふうな解釈されても私はよろしいと思つております。今のところは制約を受けてゐる、また制約すべきものであるといつてこの改正案が提案された次第でございます。それで自由に大量解雇といつたような場合には、団体交渉権を大いに發揮したり、あるいは争議権を發揮したりしてはどうか——そういうお言葉まで言われておつたかどうか存じませんが、私はまだはつきりその点をお聞きできませんでしたが、そういうふうなことでしたら、自由の大量に解雇するといふような、その自由なることが私は減多にないと思つております。やたらに大だんびら振りまわすといふようなことはない。合理的な基礎のもとに、相当の行政整理が將來あるならばある、こういうふうには私は思つておりますが、そういう場合は、玉井さんもこの法案を断んでおられるの通り、団体交渉権は制約を受けておられますけれども、ある程度でございますから、その団体交渉権を行使して、法人たる職員組合が利益のため、福祉のために、相当活動すべきものである。また活動してさしつかえないと思つております。ただし御承知の通り争議権はないことに相なつております。

○玉井委員 今の点もう少し伺ひたい。私企業にあるといふことは今おつしやつた通りあると考へなければならぬと思ふのですが、公務員の場合においても、当然になければならぬといふことはお考えですか。それとも今のところは當然認められてはならないものだとお伺ひしたい。先ほどお伺ひしたのですが、こしはらくの間はがまんしてくれといふ意味でおられるのか。あるいは公務員に關しては、これは絶対に認められない性質のものだ、そもそも公務員といふものは争議権を持つことのできなない勤務の状態にあるものだから、かように言われるのか。その点をもう少しはつきり伺ひたい。

○増田國務大臣 なか／＼むずかしい御質問で、実は非常に弱るのであります。玉井さんも御承知の通り、世界各國を見渡しますと、國家公務員に争議権があるところもございします。またないところもございします。しかし、法律論的には玉井さんのおつしやるようなふうにも言ひたいとは思ひます。今私も考へなくちやならぬのは、マッカーサー將軍の書簡に示された通り、労働者等の權利に立つところの一般私企業のものにおける労働者と経営者との關係とは、やや違つて見なければならぬ。すなわち公務員の勤務の対象は、國民全体に奉仕するといふ關係によつて、法律關係から見れば多少違つて来るからして、そこで団体交渉権がある程度の制約を受けなくちやならぬし、また争議権も禁止されるというふうなことはやむを得ないといふふうには考へております。法律論その他労働法規上の本質論は御勘弁願ひたいと思ひます。

○玉井委員 今の労働大臣のお氣持よくわかりましたが、一言私からお願ひをしておきたいことは、実は總理にもぜひお願いしたいと思つておつたのですが、どうも最近國會のこの審議をされるのにつぎまして、二言目にはGHQが出て来る。これは非常によくないと思ひます。むしろそういう点は政府の方でがつちりうしろの問題としてお話し願つて、政府の責任でやはりこういうふうな問題を直接に御審議をお願いしたい。私は、國會の權威のために、また同時にとにかく占領下にある日本の状態を知らないものでありませんけれども、しかし政府の側の方々としましては、信じないほどの、いかげんの法律を持つて來られては私はいかんとおもう。これは自分たちであくまでも確信があり、正しいという御意見のもとに持つて來ていただかなければならぬ。多少むづかがあつてもそれを通すだけのりくつを考へなければ、法案として出されては困る。この点は、実はどちらかという、吉田さんあたりは一番強くそういう立場をとられる方じやないかと考へておつたのですが、最初のこの法案を提案される時から、すでに例のマッカーサー書簡の趣旨に基いてというふうな御意見を直接に披瀝をしておられる。私はむしろこの書簡の上のつかつて、官吏の首切りや、あるいは、まさかいはゆる労働政策に対する反政勢といふものを、ちやうどいふあんばいだからやつてやろうといふような考へではおられないと思ひますが、さうな気分が感ぜられてならなかつたのであります。そういう点を今後とも、これは注文でございますが、できるだけ御自身の責任において万事

を処理していただきたい、かように希望意見を申し上げます。

○赤松(男)委員 これはこの間の質問の残りですが、他の諸君も質問が多いので、要約して三点だけ労働大臣にお伺いいたします。これは民主党の生性住君及び私の質問に対して、吉田総理から御解答がなかつたので、労働大臣にお伺いいたします。と申しますのは、先般川崎君の質問に対しては労働大臣が御答えになつた。はしなくもその答が非常な大きな社会的影響を與えておられますので、この際あなた責任をもつてこの点について明確な御答えをお願いしたい。

第一点は、先般あなたはいわゆる官吏の行政整理の問題と関連して、失業対策の問題をこの委員会に御答弁願つたのでございますが、その際非現業部門の予算定員は本年度までに四十七万となる。実人員は三十一万であつて、その差十六万に達しておる。約五割の余裕がある。こういう御答弁があつたのであります。そういういたしますと、特別会計方面では百万人あるいは地方の方では百万人、これは非常に膨大な人員に上るのでございますが、一体こういうような膨大な予算定員と実人員の間に差異があるのかどうか。もしあるといたしますならば、どういふふうにするか。民自党の発表によりますと、いわゆる行政整理はただ数字の上の行政整理をやるといふふうにし、私たち思えないので、それでは数字の上の行政整理でありまして、あなたたちのだんびり振り上げておやりにならうとする本格的な行政整理とは違ふ。私は行政整理に反対する立場から申し上げておるのですが、こういう

ような点に關しまして、一体労働大臣としてどうお考えになるか。

第二点は、いわゆる資金安定の問題でございます。先般これもやはり川崎君の質問に対して若干触れられたのでございますが、どうもわれわれといたしましては満足な答弁ではなかつた、こう考えるので、あらためて私から質問を申し上げます。あなたは――と申しますよりも、吉田内閣は、当面まず資金の安定を目標にしておる。これは蔵相の先般の御答弁でよくわかつておる。ところがこの資金安定の過程というものは、まづたく資本主義的な企業の合理化の過程を経て行われる。すなわち企業の合理化をはかつて、將來の合理化された企業を基礎にして物價体系を立てる。これとリンクして爲替相場を立てるというのが大体あなたの方の構想ではないか。そうだといたしますならば、これに伴つて全般的民間産業の中にどれだけの失業者が出るか、またこれに対するところの失業対策というものを具体的にお示し願ひたい。

第三点といたしましては、國家公務員法の改正案の中の第百二條、いわゆる選挙権の行使を除くほか、政治的活動をしてはならない。一体選挙権を行使するほか政治的活動をしてはならないという、その政治的活動の内容の問題――これは後ほど人事委員長にも詳しく逐條審議の際にお尋ねしたいのでございますが、労働大臣はお忙しかつておられますから、この三つの点につきまして、一應あなたの所信をお伺いしておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 まず最初の行政整理のことについて申し上げます。当時赤

松委員も御出席でございまして、私の申し上げたことはお聞きくだつておりますから御承知の通りでございます。私が自由党の政務調査会長を約一年しておりましたときに、行政整理のことも研究いたしました。その時の民自党の主張はこうであつた、こういう意味で申し上げた次第であります。まだこの内閣はできて一月をこゝでございまして、この内閣の独自の行政整理案を持つておるわけではございません。しかしながら民自党が行政整理についてある程度の研究をし、ある程度の意向を社会に発表しておりますから、そういう政策を具現化するというのはならぬ。こう思ひまして、そういう立場から申し上げた次第でございますが、当時民自党といたしましては、三割ぐらゐない行政整理が必要であるといふふうにお考えおつたということをまず申し上げます。

第二に、四十七万と四十一万と三十一万数千のこの開きの問題でございますが、これは私どもが、この六月に總予算案が出ましたときに、これに対して民自党独自の修正案なるものを提案いたしました。遺憾ながら否決されましたけれども、そのときに落すべき数はどしどし落ちて参つたのでございます。研究してみますと――これは官廳関係とも打合せて研究した次第であります。しかし根本的研究ではございませんから、ほんとうの専門家はまたこれに異論があつたかも知れません。調査の粗漏があつたかも知れません。とにかく當時の予算定員は四十万をこゝでございました。それ

に對して來年の三月三十一日、すなわ

ち本會計年度の終りまでにおいて、四十七万人に定員をふやすというわけであつたわけでありまして、ところでこの六月の定員の四十一万何がしに對して、現在員はどれだけであるかということをお調べしたときに――四十万何がしだと思ひますが、数のこまかい点で多少錯誤もありましたならばその点は御了承願ひたいと思ひます。現在員は當時たしか三十一万七千ぐらゐりでありまして、私はラウンド・ナンバーで三十一万と、こう申し上げた次第であります。そこで十六万の差異が出るということとは、三十一万の現在員がふえないと仮定すればという話でありまして、何といたしまして、一應は血の出る首切りをいたしたくない。数の整理といふことは問題にならぬじやないかといふことを、行政整理に反對の赤松さんがおつしやるのは少しおかしいと思ひますが、とにかく一應は血の出ない整理をいたしたい。こういう見地をまずとるといたしますと、現在員を充員しないと仮定すれば十万余のさやが出て來る。但し四十七万の新定員が認められたからには、赤松さんも同感くださると思ひますが、三十一万七千のところを三十四万や五万にはしておると思ひます。だん／＼さや寄せはいたしておるが、まず血の出ない首切りをいたしたい。いやしくも民主党が三割の行政整理を提唱しながら、血の出ない数の整理だけでは、そこに偽飾がありはせぬかといふ御質問はごもつともであります。しからばわれ／＼はどういう整理をするかと申しますと、天引整理といふことを主張する人もあります。しかし天引整理は最悪の場合にお

いて行ふやめて安易なインジューシングなやり方であつて、私はそれはよろしくないと思ふ。その官廳々々について具体的な妥協性を発見する。この官廳はなるほど現在員もこれだけ、定員もこれだけだけれども、まだふやさないけれども、またこの官廳もございませう。またこの官廳は五割減してよいといつた官廳もございませう。私どもの提唱しておる統制経済が大幅に整理されるというような場合には、統制経済官吏はなくても済むというやうなことになるのであります。われ／＼はどこまでも血を出さない数だけの整理といふことで逃げることはいたしません。やはりその官廳々々について、具体的な妥協性の発見に努めまして、適正なる行政整理をいたしたい。全体として見ればこれは一つの腰だめであり、常識觀察でございしますが、結果的にまず三割以上の整理はなかなかできない、またそれ以上のことをすればむづかしいことになる、こういうふうには感じて當時申し上げた次第でございます。

次に資金安定の問題にかゝりました行政整理、財政整理、産業合理化の問題についてお答え申し上げます。私どもは、資金安定については、芦田内閣のときにおいて提唱されました大原則、しかも最もウエイトを置かれた原則である。これをできるだけ早期に実現したいと思ひまして、吉田内閣においてもこの政策は踏襲しております。できるだけ早くこれを實現したい。但しその前提といたしましては、私は全体として全産業労働賃金について、調和のとれた適正妥當なる賃金構造が得られなくてはならぬと思つておりま

す。その前提に立つて賃金を安定せしむることである。そこで全産業労働賃金構造が適正な、調和のとれた、不公平のない賃金構造をまず得るために、せつかく今努力中でございます。

賃金安定をいたしましてその次に企業整理をする。これは産業合理化といふたような資本主義的なやり方をしやせぬかというお話でございます。御承知の通り今回三原則というものをわれわれが発表しておりますが、これは産業合理化といふたような資本主義的と言いますか、資本家主義的な立場ばかり見ているわけではございません。全産業について、この産業を健全化する企業の独立採算性、あるいは産業の健全性の確立ということがなければ、か

んじんの経営者や資本家が困るばかりでなく、勤労大衆を含む国民が困る次第でございますから、ただ産業合理化というものは、資本家のためのものであるというふうには私ども考えておりませんで、結局生産設備が経済的に、健全に運営できるしかけにすることが、勤労大衆のためにもなる。それからわれわれはあなたの方と表現は違ひますが、目的は同じであると思つておりますが、すなわち全国民の完全雇用といふことのゴールを達成するためには、一時は産業合理化もやむを得ない。どこまでも今の企業体に雇用されておる人々が首切られないことが、完全雇用とは思つておりません。八千万の者の完全雇用といふことのために、ある場合において企業合理化もやむを得ない。産業合理化もやむを得ない。決してこの産業合理化とは資本家のためでなく、八千万の完全雇用のためであるというふうに御了解願いた

い。そこでどんな事業をするかという話であります。これはせんだつても川崎君に大分お話ししましたが、時間の関係でお話し願えますか。

○赤松(男)委員 私の方言つたのは、企業合理化をやる以上、それに伴つて全般的失業が出て来ます。あなたの考えではどのくらい失業が出て、それに対するところの失業対策——この間消極的と積極的の失業対策を聞いたが、ごく簡単によろしいから……

○増田(男)國務大臣 これは考えの相違でいろいろ違ふと思ひますが、総理のこの間の人事委員会、労働委員会の話をお聞きくださったかと思ひますが、総理は非常な樂觀的な見方をしております。貿易その他の関係が外資導入の結果進行されますと、引續いてそちらの方面に受入れられる。そういう受入れ態勢が確立されたときに合理化すると、あまり失業を出さなくても済むといふた見解を抱かれております。でありますからこれは外資導入に対する努力次第であるし、またその人々により樂觀、悲觀いろいろな見方があると思ひますが、今のところ御承知の通り現在失業者は六十万ないし七十万でございます。そこで一部失業者、潜在失業者は四百万といわれておりますが、これは一部収入はあるわけで、どうにかこうにか食つて行けるという諸君が四百万ある。これらの者が漸次産業合理化、流通秩序の確立に伴ひまして、あるいは統制経済を自覚がもし將來ともし整理して行くようなことになりますと、統制経済をはずされることによつて、一部収入者が現在失業者になるというところもあるでございましょうから、私もはます百万台以上には必

ずなるだろうと見ておる。ある人は八百万出ると言ひますが、私は決してそうは出ない。百万、二百万くらいになるだろう、これは完全失業者でありま

す。これに対する処置をいたしまして、この間申し上げましたような三つのあの政策を考えておる次第であります。

それから第三に、政治的活動をいかなる範囲において許し、いかなる範囲に局限しようとするのかという御質問でございますが、これはあとで淺井委員長が補足されるかもしれませんが、今政府といたしましては研究中でございまして、お答え申し上げることを残念に思ひます。どうか御了解願いた

い。○高橋(男)委員 ちよつと大臣にお伺いしたいのですが、先ほど玉井さんの質問に対する御答弁と関連をしておくわすかです。この國家公務員法の改正では、要するに政府職員を十分に保護して、そして十分に働かせようといふところにその精神があると思つておるわけでありま

す。その意味でいろいろ御答弁なさつておるのですが、ただ國會でべら／＼うまいことを言つて言ひ放しにしたのでは、これこそたいへんで、結局問題はそれがいかに立法化されておるか、またそれがいかに理想的に運営されるかという問題だと思つておるわけでありま

す。法律案を見まして一番感じますことは、結局その問題の要点は、人事院の給與その他に対する勧告を、どう取扱うかというところにあると私は思ふのであります。この人事院の勧告といふものを政府が軽く取扱うといふことであつたのでは、この法律の改正の要点を全然崩してしまつたことにな

るのであります。それらの点について労働大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○増田(男)國務大臣 高橋委員の御質問にお答え申し上げます。まず第一に、労働大臣は人事委員会の勧告にどれくらいウエイトを置くかという御質問にお答え申し上げます。御説の通り私は人事委員会の勧告には大いにウエイトを置くべきである。尊重してこれを具現化すべき責務が政府にあると思つております。しかしながら御承知の通り、勧告という字はやはり勧告でありまして、判決ではございせんから、できるだけ尊重申し上げる、こういうふう

に御了承願ひたいと思ひます。それから第二に、この給與その他のことについて、國家公務員法の現行法の第一條に、給與その他福祉のこともよくする、こういうふうな書きでござい

ます。しかしながらこの第一條につきましては、そういう欠陥があるかと申しますと、そういうわけでもございせん、各職の基準を設けて公務員が最大能力をあげるようにするのであるといふことを、第一條にうたわれて

おります。その各種の基準といふところに、やはり給與水準も入つておる次第でござい

ます。適正なる給與水準を設けて、公務員が最大の能力を発揮するようにするのであり、この法律の中に御説は含まれておるといふように、御了承願ひたいと存する次第でござい

ます。○高橋(男)委員 私はこの第一條の本法の目的につきまして、労働大臣の所見もさることながら先ほど申し上げたような、いわゆる政府が十分な保護に

するのであります。それらの点について労働大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○増田(男)國務大臣 高橋委員の御質問にお答え申し上げます。まず第一に、労働大臣は人事委員会の勧告にどれくらいウエイトを置くかという御質問にお答え申し上げます。御説の通り私は人事委員会の勧告には大いにウエイトを置くべきである。尊重してこれを具現化すべき責務が政府にあると思つております。しかしながら御承知の通り、勧告という字はやはり勧告でありまして、判決ではございせんから、できるだけ尊重申し上げる、こういうふう

に御了承願ひたいと思ひます。それから第二に、この給與その他のことについて、國家公務員法の現行法の第一條に、給與その他福祉のこともよくする、こういうふうな書きでござい

ついでに、御意見を伺ふことを、何の疑いもなく看取できるように、はつきりそこに掲げて置かないと、その他の條文の運用にあたりまして、その点が軽く取扱われるというのを憂うものであります。そういうふうな御意思であれば、積極的にその点を明示することが、立法技術上、賢明である。これについて政府においても御研究願いたいことを希望いたします。

○水野委員 大蔵大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。数日前からしばしば各同僚委員諸君から御質問申し上げておりますが、けさはとも問題になつておりました追加予算の問題でありまして、大分前から、今慎重に検討中であるというふうな言葉を拜承してございまして、もう大分日時も経過して來たのでございまして、提出しようと思はれる目算がまだつきませんか、どうでしょうか、もうぼつ／＼いつごろ出るだろうと思ふというふうな目算はございせんか。

○泉山國務大臣 水野さんのお尋ねにお答え申し上げます。ただいま御指摘のように、鋭意努力を重ねて参つたのでございまして、一應の結論は内閣といたしまして今到達したのであります。従いましてもしその結論にして幸いにこれが最終的の結論になるという最後の段階には、ただちにこれを國會に提出する。こういうことでございまして、御了承願ひます。

○水野委員 今日(二十二日)で、もうあますところ八日間くらいですが、今期中には審議ができるという見込みで御検討中ですか、どうでしょうか。

○泉山國務大臣 お答えいたします。私どもとしては、ただいまのところは

判然とは見込みがつかぬのであります。しかしながらわれ／＼の期待といひましては、その交渉の一刻もすみやかならんことを期待いたしますと同時に、もしこれがたゞいま申し上げました通り最終的の結論に到達すれば、その瞬間に提出いたしたい、かようなことでございまして。

○水野委員 それではちよつとお尋ねしておきます。公務員の賃金ベースですが、もちろん予算の今の結論の中には、重要な問題としてこれは含まれていゝと思ふのであります。人事委員会の勧告に基く六千三百七十七のベースよりは、上まわるつもりですか。下まわるつもりですか。どうでしょうか。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。私はこれまで計数的なことにつきましては、本会議におきまして、全官公労の要求である七千三百円は高きに失する、かような見解を申し述べたのであります。ただいまのお尋ねの人事委員会の御提案にかかる、いわゆる六千三百七十七につきましては、今日の段階におきまして財政的及び経済的に、多少それよりも下まわる結論が得られるのではないかと、かように考へる次第であります。

○水野委員 さらにお尋ねいたしますが、公務員の賃金ベースを算出するに、人事委員会が理論生計費に基いて算定した。そうした良心的であり、また科学的に出したものが、もしもこれより下まわるとする。今の大蔵大臣の御意見を伺つておきますと、國家財政とにらみ合せた観点に立つて算定をするのだと言われるが、その算定の基礎というものは、そうすると生計費はどうであつても構わない、國家財政の面

からでなければ算定できないという御方針でおられるのか、それをお尋ねしてみたいと思ひます。

○泉山國務大臣 ただいま水野さんの御指摘の通り、人事委員会におきましては、私どもの承るところでは、理論生計費をもつてまずその算出の第一の要素としておられる、かように承つて

いるのでございまして、もとよりこれはまことに正當な賃金である、かように思ふのであります。しかしながらその建前のいかんにかかわらず、その半面におきまして、何と申しましても財政は現実に國民の負担を伴うのでございまして、いゝやんや相當大幅の負担を伴いますその半面におきまして、今日その財源においてまことに枯渇したてゝいるのでございまして、これが不足の部分には必ずや國民の皆様のしんにお願ひしなければならぬ。しかもいゝやんや財政の負担は必ず公平を期さなければならぬのであります。その点につきまして大蔵當局といたしましては、いゝ／＼他の財源ともならみ合せて行く必要を痛感するのでございまして、さういふ結論的なことを申し上げた次第であります。なお経済方面にお

きまして、ひとり國家公務員諸君の給與のみならず、廣く一般民間の賃金に關連いたしまして、これを考慮すべき必要のあることを認めておる次第であります。

○水野委員 どうもはつきりしません。その程度にしておきまして、人事委員長に一つお尋ねいたします。價格生計費に基いて六千三百七十七円を出した。これは國家財政の見地から政府は採用することができない、こういう場合に委員長はどんな方法を講ぜ

られようというお考えか。一べん伺つておきたい。

○淺井政府委員 私はまだ内閣の方から公式にこれを採用しないというようなお言葉をいただいてはならないのでございまして。従つてそれにわれ／＼がどういふふうに取り扱つてよろしいか、こゝでちよつとお答えをいたしたかねる次第でございまして、ただ本会議においですで申しましたように、この人事委員会の勧告書というものは、何しろ数百万の政府職員が疾苦の聲に満ちておるものでございまして、私は今回(は)むろんのこと、内閣におかれまして、必ずや最大限の御考慮をお拂いくださるものと、今もつて確信を固さずには持つておる次第でございまして、まだ公には何も承つてはおりないのであります。

○水野委員 ただいま大蔵大臣は、下まわるだろうというお話を公式に発言せられておる。もしも價格生計費といふもので委員会が算出したものも採用されないう場合には、人事委員長はこれに対してはどんなふうにお考えなさるか。

○淺井政府委員 大蔵大臣のお言葉を批判いたしますようでは、まことに恐縮でございまして、けれども、大蔵大臣のお言葉を伺いますと、全面的には受入れがたいというふうな御発言があつたように信じておる次第でございまして。そうしてなお研究中である、こういう御発言でございまして、私といたしましては何を御研究申したのであるか、もしも受入れられるか入られられないかといふことを御研究中と申すのでございまして、今日ただちに全面的に受入れがたいと仰せられますのは、いささか早

きに失するのではないかと思います。またただちに全面的に受入れがたいといふことを御決定になりました御研究という仰せでございまして、これは失礼ながらあとからつづける理屈をお探しになつておるのではないかと思ひます。また財源の方で足りないといふやうなお言葉、まことにこゝでも存じ

ますけれども、これは人事委員会があの勧告書を発表いたしました経緯に基きまして、輿論の前でなぜ財源がどういふふうな足りないのか、また人事委員会の水準が高すぎるという仰せでございまして、なぜ高すぎるのであらうか。また計算が間違ひであらうといふなれば、それはどこがどう違つておるか。またこゝにいふやうに政府職員の給與を上げますことが、一般經濟財政に悪影響を及ぼすとお考えでござい

ますれば、どこにどう及ぼすのであるか、そういうことを國會初め世間に御公表を願ひたいと存じます。それによりまして私どもの態度を決したいと存じておる次第であります。(拍手)

○水野委員 きわめて明瞭な御答弁で満足するものでございまして。つきましてはもう一つ委員長にお尋ねしておきたいことは、この法文中の全般をながめて見ますと、今度の人事院といふものはきわめて強力な権限を持つやうに相なつております。しかも三人の人事官をつくり上げた。これにはりつづな人を採すのだといふことを、この間も同僚諸君の御質問にお答えになつておられたやうであります。私が最も懸念することは、この人事官にりつづな人を得たら、法律は少しく誤りであつても運営ができるというやうなこゝでは、法律はさぞと思ふ。これは

どんな人が出て来ようとも、われ／＼責任を持つ者は、その法律の運営というものは、人によつて違ふなんというふうな法律のつくり方はないと思うのでありまして、しかしこれらの御答弁によりまして、りつばな人を選び出して、これを國會に承認を求めて運営するからできるのだというふうなお話であります。が、りつばな人がなかつたというときにはどうするかということですが、今までもりつばな人だと思つて出すが、どうもりつばでなかつたような場合があるようでありまして、この点について御所見をひとつ承つておきます。

○浅井政府委員 まことにごもつともな御質疑で恐縮をいたす次第であります。が、私はこの國家公務員法第五條にありますが、資格を備へた人は多々あるかと思つておりますし、またこれは國會の御判断にまつことでございますから、私はそれによつてこの國家公務員法の施行がうまく行かないということとは、夢にも考へてはおりない次第でございます。

○前田(種)委員 先ほど人事委員長の水野君に対する答弁と、しかも同席の大藏大臣が、その以前に勧告案に対する政府の態度、これは非常なギャップがあります。いろ／＼立場上ギャップがあることはわかりますが、同一の委員会の席上に二人が同席されて、その発言に非常な違いがあるということ、これは、この委員会としては、明確にして置かなければならぬという重要な問題だと考えます。人事委員会の委員長としての責任において発言されたと思ひます。これに対して政府を代表して大藏大臣が、もつと明らかな態度を示さ

なければならぬ。そうしなければ本委員会が重要な問題を審議する上において、非常な支障になつて来ると思ひますので、政府を代表するところの大藏大臣として、あれほど明確に人事委員長が発言されたその発言に対して、大藏大臣の立場から、政府を代表してもつと明確な意思表示を願つておきたいと考えます。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。私の先ほどの申し上げましたのは、もとより大藏大臣並びに安定本部長官として申し上げたのであります。ただいま浅井人事委員長からの御答弁の中に、私の意見と相違するところがある、かような御指摘でありました。が、それはただいま浅井さんからの意見にもありました通り、内閣としての意見はまだ決定に至つてはおりないものであります。せつかくのお尋ねなれば、私は大藏大臣として財政上におきましての見解、並びに経済安定本部長官としての見解を申し上げたのであります。その点を誤解ないようにより願ひいたします。

○前田(種)委員 もうこの審議が始まつて相当日にちが経過しております。私はこの委員会の具体的な審議の冒頭において、少くも二十日までに追加予算を出していただければ、会期中の審議は不可能だということ、いろ／＼答弁を求めましたが、日限を切ることはできない。ベストを盡してやるといふ答弁があつたわけでありまして、きようは二十二日になつて、なおかつ政府の方針がきまつてないということでは、ほんとに追加予算を出す、特に追加予算の中の資金ベースに対して、どの程度の熱意があるかということに

ついて疑わざるを得ないと私は考えます。きようになつてもなおかつ政府の方針がきまつてない。しかるに大藏大臣並びに安本長官として責任をもつて答弁をしますという、その答弁の内容は依然として研究にすぎない。まだ結論が得ていないということに盡きるのであります。おそらく今までの大藏大臣なり安本長官として、こういう重要な審議の過程において、そうした抽象的な答弁で満足したことはないと思ひます。もつと具体的な案を示して、こういう点で行き詰つておる。こういう問題でこうなつておる。それだからもう何日か時間をかせたいという意思表示があつてしかるべきだと私は考えます。依然として抽象的な、研究考慮中だ、相談中だということだけでは、一体この会期中にどうして審議するか、非常に疑われるのであります。もつと具体的に示してもらいたい。特に、人事委員長が申されましたように、資金ベースの基礎になつた問題、さらに大藏大臣はよく、インフレの影響、物價との関係、全体の経済とのにらみ合せでいろ／＼困難だと言われるが、それをもう一つ踏み越えて、一般経済との関係においてどこにどう困難があるかという点をもつと具体的に示す必要があると私は考えます。もつと具体的な、そういう点について、こういう影響があるから、そう簡単に行かないということ、を、明確に明示しになる必要があろうと思ひます。もう一度安本長官なり大藏大臣として、はつきり答弁していただきますかと思ひます。

○泉山國務大臣 前田さんの御質問にお答え申し上げます。御意見について

は深く敬意を表する次第であります。その御結論である私に對しますお尋ねにつきましては、私もまつたくその線に沿つて努力をいたしておるのでございまして、御了承を願ひたいと存する次第であります。

○赤松(勇)委員 大藏大臣と人事委員長に一点ずつお伺いをいたします。まず大藏大臣への御質問でございますが、前に今井給與局長も、私の前で財政金融委員会においてはつきり御答弁願つたのでございますが、三千七百万のベースの法律案を通します際に、あれは内拂いであるということ、もう一つは七月に遡及するというところ、これは明瞭にお答えを願ひまして、当時全官公廳の諸君にもわれ／＼は傳へたのでございまして、お正月を前に控えて、ここにけさほど官房長官にもお尋ねしたのであります。が、いわゆる勤勞所得税の年末調整の問題と関連いたしまして、これを遡及するかどうかというところは、今日の全官公廳の労働者諸君にとりましては非常に重要な問題であると思ひます。そこで、芦田内閣と吉田内閣とは違ひますが、当時の國會の議決にもあるのをごさいますから、この際バックするかどうかということ、これを明瞭にお答え願ひたい。勤勞所得税の年末調整については全官公廳の諸君が困らないような措置をとるかどうか。この二点をお伺ひしたい。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。ただいまのところでは、先刻來たびたび申し上げました通り、給與の改訂そのものを、一日もすみやかに内閣としては決定して國會の御承認を得たい、かような線に進んでおるのであります。もしもそれが、かような仮

定に立ちましては、申し上げるべき段階ではありませんけれども、せつかくのお尋ねであれば、とにかくいかなる事情がございまいしうとも現実に官公吏の諸君の困るようになることは、絶対にやらない。かような所存であります。

○赤松(勇)委員 もう一度はつきり伺ひますが、七月に遡及するかどうかという点と、勤勞所得税の年末調整を緩和するように、そこを合理的にみんな困らないようにやるかどうかという二点についてもう一度伺ひたい。

○泉山國務大臣 ただいまのところは、新給與ベース以外の問題については考慮をいたしておらないのであります。

○赤松(勇)委員 七月にさかのほつて拂うか、どうか。

○泉山國務大臣 その問題につきましては、人事委員会の御提案を基礎にして考慮をいたしております。かように御了承を願ひます。

○赤松(勇)委員 その点だけは人事委員会の案を基礎にしてやるわけですね。大藏大臣お忙しければ私の質問はさらにこの次に留保しておきますが、年末調整の問題はどうですか。

○泉山國務大臣 先ほど申し上げましたのは、新給與ベースの改訂につきまして、今鋭意これが決定を急いでおる、かようなことを申し上げましたので、その他の問題につきましてはお答えすべき段階ではありませんが、せつかくのお尋ねなればお答え申し上げます。かようなことを申し上げたのであります。そのお答えは、いやしくも官公吏諸君の現実ににおきまして困難な面があれば、これを深く認識いたしま

して、これに対して適当に善処することを明言いたしましたのであります。

○赤松(男)委員 それでは大蔵大臣にお願いしておきますが、今井さんとよく打合せで、その点もう少し明確に御答弁願いたい。

それから人事委員長に対して一点だけ伺います。さっきの水野君の質問と関連しておりますが、この際一應お尋ねしておきます。それは百十一條の罰則の中に含まれておるのでございますが、これは第五條の問題と関連して

第五條の規定は、「人事委員は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し意見を有する年齢三十五年以上」となっております。もし第五條の規定に反するならば懲役一年以上になるわけ

です。この人格高潔な人事委員をきめるのは困難なんです。その關係は、たとえば人格が高潔でなかつた、これはどうも無礼なことを申し上げますが、たとえばその人事委員の方にめかけ

さんが一人あつたというような場合には、これは人格が高潔でないというのと、その關係はただちに一年以下の懲役になる。あるいは民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の處理に理解がないというような場

合に、これまた懲役一年に処せられる。こういうことになる。また、たとえば三十五に達しない者を任命した場合にこれは同じく一年以下の懲役になる。こうなりますと、關係が人事委員を任命する場合には、よほどよく調査して、またその任命後の人事委員の私生活についても責任を持たなければ、懲役一年以下に処せられる。こん

なばかな法律はないと私は思います。が、その点については人事委員長はどうお考えですか。

○淺井政府委員 まことにごつともな御質問と申すはかたはなないのでありますが、こういう規定を設けましたのは、はなはだ奇矯にもごらんのようにありますが、これは一方においては、人事官というものが非常に大事な役目であるということが一つ、第二は、アメリカ等の例におきまして、人事委員というものであるいは人事官というもののに対する抵抗が、官僚の方面に非常にあつたこと、そういう点から、万一人事官の任命を誤るということがないよう

に、万一の規定でございまして、こういうことが頻々とありまして、閣議で決定をやりました十六人の國務大臣が皆罰せられる、こういうようなことは實際にあるまいと私は思つておる次第であります。

○高橋(禎)委員 ただいまの赤松委員の質問に対する淺井人事委員長の御答弁に關連いたしまして、私は法務總裁にお尋ねいたしたいと思つておる次第です。

たとえば例をたゞいまの第五條、すなわち人事委員の任命、改正法によりますと、人事官の任命ということになります。その任命についてきわめて條件が明確なものと、きわめて抽象的であつて不明確、たとえば人格高潔とか、あるいは民主的な統治組織云々というような言葉があるのであります。これは解釈のしようによりまして、いかによいでも解釈できる問題なのであります。そこで最近中央地方を通じての檢察フアッシュというものがや

す。今度の改正案を見ましても非常に刑罰が強化されております。従つて將來この法の運用と檢察權の運用ということとは重大な關連があると思ひます。従つてこの際法務總裁の、檢察權運用に關する根本理念を伺つておきたいと思つておる次第です。まずその点について御答弁を願ひます。

○殖田國務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御意見はまことにごつともでありまして、私は法務總裁就任早々、檢察がいかに行われておるか、檢察の公正がどういふように保たれておるかという点につきまして、短かい時間ではございますが、できるだけ注意をして研究をいたしてござい

ます。何といたしまして人間の問題でありますから、立派な人間を集めること、それを十分に集めることが一番大事なことと思ひまして、突はその方面におきましては、御承知のごとく判事、檢察及び弁護士、これを一体に見

まして、その質の向上をはかるということ、政府におきましても非常な努力をいたしております。試験を通つた人をもう一ぺん研修所に入れます。そこで十分な研修を與えまして、それから實務につかせるということもやつております。これも一つの方法だと思ひます。いづれにいたしまして、司法のことは正義が完全に行われ、また最も合理的に行われる。正義と合理とがよく調和を得まして、これが實際面に働いて参りますれば、大過なきを得るのではないかと思つております。私は法務總裁に就任いたしました何よりやるべきことは、最高度の正義が行われること、最高度の合理性が世の中に

は、非常に重大な決心、つまりウィルをもつてやらなければならぬ。私は微力ながらその方面に對しまして全力を傾倒してやりたい。こう考へておるものであります。それがどれほどの効果をあげますかは、私のキャパシティの適否、あるいは私の働き方の適否によると思ひます。私はそれに対して十分

な責任をとりたいと考へておりますが、こまかい点につきましてはまだ具體的にどういふ案を持つておる、こういうことをするつもりであるということ、申し上げるに至つておりませんことを残念に思ひます。

○高橋(禎)委員 ただいまの御答弁では、突はまだ法務總裁の檢察權運用に關する根本理念といふものを、十分に納得できないのであります。とにかく誠意をもつて、合理的に事を運んで行きたいとお考へであることは了解できるのであります。吉田内閣は組閣成立当初において、官界、財界、政界の綱紀の肅正ということを大きな看板として掲げられました。それを國民の前に高く主唱されたのであります。私も突はその点では非常に同感なのであります。ただ問題はその方法をいかにするかということにあると思ひます。この点についてはやは

り檢察權といふものも一役買わなければならぬと思ひます。そこで吉田總理は、殖田法務總裁が就任されましますの間、法務總裁を兼務しておられて、法務總裁として關係職員に訓示をなさつておられることが新聞に発表されました。その訓示の趣旨を伺つてみますと、いかに犯罪必罰主義、しかもまた嚴罰主義というふう

に受取れる節があるのであります。殖田法務

總裁は將來犯罪に對して、どこまでも犯罪必罰主義、嚴罰主義でもつてお臨みになるお考へであるかどうかという点を、お伺ひいたしたいのであります。

○殖田國務大臣 私は司法はもつとも嚴正かつ公平であるべきだとは考へております。かつまた今日の世相に照しまして、犯罪はできるだけ嚴罰にする方が、この社會の弊風を一掃するに適當なる方法でないかと考へておりますが、いかなる時代、いかなる場合におきましても、そこに社會全体、國家全体、あるいはその社會なり國家なりの現狀の狀態といふものを見なければなら

りません。でありますから、たとえば官吏の腐敗といふような問題につきましても、またその背後におきまして、官吏の待遇が悪い、あるいは世の中がこういうふうな、敗壞の結果非常な混亂を來しておるというような点につきまして、やはり相當な考慮は與へるのが當然であらうと思ひます。私はこういうことを考へております。犯罪必罰をもつて臨むべきではあります。が、何人が考へても、その際に必罰が酷に失するといふような場合がないとも限りません。その場合には適當な考慮をするのが當然であらうと考へております。ただそれが具體的にいかなる場合であるかといふことは、私ここで申し上げる段階に達してはおりません。しかしながら、犯罪があれば必ず罰しなればならぬといふ、そういう極端にきゆうくつなことは、私は考へべきではない。そこに刑事政策が當然行われるであらうと思ひます。しかしながらそれがために非常にそこにコンプロマイ

スといふようなことは考へておりませ

ん。それは一々の場合について万全の注意を拂つてきめたいと思つておりまして、私のみならず、檢察当局全員が、できるだけの知識をばり、かつ誠実に國家社會を考へて決定すべき問題であらうと考へております。はなはだ具體的のご意見で申訳ありませんが、そういうふうには御承知願ひます。

○高橋(補)委員 法務總裁は、嚴罰主義で臨めば正義が維持され、社會の秩序が維持できるといふように考へられ、また犯罪必罰主義が、いかにも原則的に考へるのようには了解されたのでありますが、しかし實際のそれは、私の見解をもつてすれば、はなはだ失礼な言ひ分かもしれないけれども、きわめてしるうと論に近いと思つてあります。私は檢察の運用に當つては、どこまでも神と正義を恐れるの態度でなければならぬ。といふことは、結局問題は愛情の問題であります。檢察の根本思想といふものは、愛の問題でなければならぬと思つてあります。しかしいづれにしても、法務總裁が誠実に、合法的に、合理的にこれを解決していこうとおつしやられるのはよくわかるのでありますが、しかし現実の日本檢察界といふものををらんくだされば、私は新しい憲法がしかれてから、檢察権の行使といふものは、明治憲法時代よりはむしろその運用のしかたが、反憲法的、反法律的になつたといふことを憂へておるのであります。これはお調べになれば至るところに例があるのであります。憲法機關、法律機關といふことは、結局それは人權保障であり、人權保障は至るところに行われておると私は思つておる。

のであります。それを十分御調査願つて、これは法務總裁の理想とせられるところに向つて、十分それを徹底していただきたいと思つてあります。それでこの公務員法改正案と関連いたしまして考へますと、何しろこの改正案は、一方勤勞者の憲法によつて保障されておるその權利を、いわば侵害して、侵害してといふ言葉はあるいは適當でないかもしれないけれども、それを制限して、そこに一つの調和を見出そうといふところに精神があるやうでありますから、勤勞者側においてかりにこの法律に違反をして、それが犯罪を構成いたします場合にも、いろいろ深い理由があり、事情があるわけでありまして、それを簡単に正義の維持とか、社會の秩序の保持とか、犯罪必罰、嚴罰主義といふことで檢察権を運用されますれば、それは法律の目的としておるところと違ひを現わすことになる。私は考へる次第なのであります。そこで私はこの公務員法に規定されておるところの犯罪を處理していかれる場合に、一先はどおつしやつたような必罰主義、あるいは嚴罰主義を原則としてお臨みになるのかどうか、その点を伺つておきたいと思つてあります。

○殖田國務大臣 私の先ほど申し上げました言葉が十分であります。私はただ申訳なかつたのであります。私が犯罪必罰を特に主張しますのは、當面の時勢に特に必要であると思つておるのであります。お話のごとく愛情をもつてする。それはまことにいかなる場合にも通ずる大原則であります。それを私は忘れる意味では決してございません。それは當然のことと考へておるのでございます。愛情をもつてすればこそ、あるいは必罰といふ考へも出て来るのではないかと自分で考へておるのでございます。ただいまお話のごとく公務員法の適用についてのお話は、まことにごもつともであります。私はこの法律は、現在の時勢のこを申し上げておるのではありません。長き將來にわたつての問題であります。それは一々の場合につきまして同情のある、具體的に事柄の表裏に徹したる取扱いをしたいと考へております。それからまたたいたいまお話の、檢察の少し軌道をはずれたる行動といふものは、私もちよいと耳にしております。ことにきのうきよの新聞などには、はなはだおもしろからざる記事が傳つておりました。私はその事實につきましても十分知識を持つておりませんが、もしそういうことがあれば、私の責任として申訳のないことと、深くおわびしなければならぬと考へておるのであります。そういう次第であります。今のお話の点等につきましても、十分の考慮を拂ひまして善処したいと思つております。

○高橋(補)委員 さらに公務員法改正案と関連して、具體的なお尋ねになります。政令の三百十一号の關係はどういふふうになる御見解なんですか。と申し上げますことは、政令三百十一号は連合國最高司令官その他連合國側の発せられたる指令とか、命令に違反したところの犯罪は、必ず起訴しなければならぬ。公訴を提起しなければならぬ。ないといふ趣旨が明らかになつております。そうして國家公務員法は、すなわち連合國側の発せられたる指令に基いて、政府が制定したところの法律だといふことになりまして、やはりそれに違反する犯罪は起訴しなければならぬ。いふことになりまして、御見解ですか。その關係はどのような御見解なんですか。

○殖田國務大臣 その点につきましては私ははなはだしるうとで、あるいは誤つたやうな答弁を申し上げるかもしれないが、私はたいたいま研究してまいつたのであります。それによりまして、やはり三百十一号は獨立のものであります。たとへば公務員法の規定はただちにこれに適用されるものではないと承知しております。別のものであらうと思つております。でありますから、公務員法に違反して、この三百十一号に違反するものではないと考へております。

○高橋(補)委員 この犯罪そのものは、やはり刑罰をもつて公務員法の獨立の犯罪として取上げられておるのであります。その三百十一号の政令の犯罪と異なるものであるといふことは明らかであります。ただ國家公務員法はマッカーサー憲法に基いて、そうして日本國において制定された法律だといふことになれば、犯罪は別個でありますけれども、公訴を提起しなければならぬといふことは、やはり三百十一号の政令にかかると考へられます。それから、そのことを明らかにしておきませんと、この國家公務員法違反の犯罪の取扱いに、大きな關係が出てまいりと思つてあります。

○殖田國務大臣 非常に技術的な問題になりますけれども、私はあくまで別個なものであります。この三百十一号の適用はないものとして考へております。

○高橋(補)委員 そういたしますと、この公務員法に規定する犯罪は、必ずしも政令三百十一号の規定するやうに、公訴を提起しなければならぬといふ嚴格な解釈はもちろん成り立たないわけですが、やはり現行の刑事訴訟法でいいますと、十分廣く起訴猶予等の制度を活用してもいいと、ごういふ御趣旨に伺つてよろしいですか。

○殖田國務大臣 御説の通りであります。

○玉井委員 人事委員長にもつと伺ひたいのですが、先般関連質問をいたしました。農地委員會の專任書記の身分について御質問を申し上げておきました。近日中に調査をして返事をする、かやうに當時の御答弁でございました。実は本日農地委員會の全國協議會の諸君が来ておりました。そして人事委員長の方からこの点についての御答弁を伺ひたい、かやうに参つておるわけでありまして、ただいま委員の方々は、協議會の方から持参いたしました書類を全部おあげしたわけでございますが、特に臨時人事委員會事務局局長の名義で、法函第一五〇号という回答文がでております。それによりまして、とにかく公務員であることは間違ひない。かやうなことに回答が来ておるわけでありまして、そこで公務員であるとして、公家公務員としての取扱いをされるか、あるいは地方公務員としての取扱いをされるか、殊にさきほど労働大臣に伺つたところによりまして、地方公務員の問題はまだしばらくあつた。かやうな御話でありました。さやうでありますと、かりに

地方公務員に所属するようになりまされば、先般もお伺いしたように地方財政法の第十一條との関係におきまして、専任書記の諸君は俸給をもらう相手がなくなつておるわけでありま

事院ができませんれば、またあらためて決定するようになつてもあらうかと存じますけれども、臨時人事委員会としてこれまでの行き方では、これをやはり地方公務員である。こういうふう

きましては、ちよつとここで御即答いたしかねますので、主務官廳とも連絡をとりまして御返事したいと思ひます。

識願したい。それで農地委員会におす。そんなデモクラシーなんてどこに

だ、そんなやり方がどこにあるので

ます。そこでこれらの人々が現在も俸給に非常に困つておられますし、御承知のように農地改革が一應行われたとい

御質問申し上げたいのは、そうしますとここに書いてありますように、農地委員会の運営費は國庫が負担すべきであるというふうになつております

は、これを見ても実はそういう感じがするわけでありま

は、何らかの形であるかもしれせん

の、このとそんな義理があります

では、あくまでもやはり登記が完了しなければ、所有権の移轉は行われてお

が、國庫の方では実はまだこれに對する予算が計上されておられません。約三

は、これを見ても実はそういう感じがするわけでありま

は、何らかの形であるかもしれせん

の、このとそんな義理があります

記を行いますために、やはり前二、三年はかかるじやないかということが、

の第十一條で、地方ではこれを負担しなくてはならないことになつており

は、これを見ても実はそういう感じがするわけでありま

は、何らかの形であるかもしれせん

の、このとそんな義理があります

農地委員会の全國協議会の大体の見通しになつておるわけでありま

なつておると、ここに短期間の問題ではなくて、この事務局の諸君がまじめ

は、これを見ても実はそういう感じがするわけでありま

は、何らかの形であるかもしれせん

の、このとそんな義理があります

をなさなければならぬといふことは、マツカーサー司令部の方からの指令

しても出ておつたはずでございますので、この点についての御意見を率直に

は、これを見ても実はそういう感じがするわけでありま

は、何らかの形であるかもしれせん

の、このとそんな義理があります

わしいと思います。そこで具体的に一箇條でも二箇條でもよろしいのですから、公務員の人々の利益をこうして守つておるのだというこの條文をお示し願いたいというのが一つ。それからもう一つ、そういう御質問をしましたところ、労働大臣の方では、実はこういう制度をつくつて、そうして政治権力の外に公務員を置くことが、実は公務員の人々の福祉を守ることなのだ、こういうようなお話がありました。が、こういうようなことでは満足できないわけなのであります。そういうこととならば商取引を擁護するために商法をつくつたというような、漠然とした答弁で終つてしまふことだと思ひますので、具体的に、一体公務員の福祉というものはどういふものなのだ、その福祉を守るのにこういう條文をわれわれはつくつてあるのだ、こういう條文がこれの中にあるのだということをお示し願ひたいと思ひます。

○淺井政府委員 ただいまの御質疑の第一点の、この法案が公務員の福祉をはたして守つておるかどうかという点であります。これはだん／＼と申しますよりも、先ほど申しましたあの給與のきめ方を申せば、一番よくわかると存じます。從來國家公務員の給與といふものは、財務当局がきめておつたやうになつております。そういうしますと、いわゆるないそでは振れぬといふことがとかく先に立ちまして、どうしても十分に保護を全うすることができません。そこで財布を持つておられますところと離れた別個の機関、すなわち人事院とか、人事委員会とかいふものができまして、そこで何か合理的な給與をきめて、これを明らかにする。

これに対してこれが高いとか、金が足りないとかいふのなら、その事実を明らかにして、そうして輿論の前で、國會の前でこれをきめていただく、こういうふうな行き方の方が、國家公務員の福祉を守る上においてまさつておるのじやないか。たとえばそういう点がこの中に含まれておる点と御承知置き願ひたいと思ひます。

第二点のお尋ねをいたしましては、ちよつとお言葉を聞き漏らしたかもしれませんが、公務員の政治活動を禁止することが、福祉を守るゆえんであるといふふうなことでございまして、決してさういふには考えておりません。公務員につきましても、政治活動を認めなければならぬといふことを考えておりますけれども、ただ國家公務員の性質にかんがみまして、これを制限する場面もなければならぬと思つております。そこでこれはさいせんも申しましたやうに、人事院規則で定められただけの政治活動を禁止する、こういうふうな立場にこの法案は立つておるわけでありまして。

○玉井委員 ただいまの私の質問に対しては、実は予想したやうなお答えはなかつたわけでありまして。第一の点につきまして先ほど大藏大臣と対決—と言つては語弊がありますが、そういう形になつたのであります。あの際は大藏大臣の方で思つたやうに六千三百七円をきめてくれなかつたとするならば、その場合に人事委員会としては何とかきめたい、何とか態度を決定する、こつたお話になつた。そこで今お話になりましたやうに、給與の問題が当然重要な問題でありますから、その点についてお伺ひいたしたいのであります。

すが、かりに國會で今の臨時人事委員長である淺井さんを人事委員ときめた場合において、大藏大臣がかりにあのやうに断つたといふやうな結果が生じたならば、この國家公務員法に基いて人事委員長になつておるところの淺井さんは、その際どういふ方針と、どのような方策をおとりになるかということをお伺ひたいのであります。

○淺井政府委員 たいへんむづかしい御質問で、かりにといふ仮定に立つての場合でございまして、非常にお答えが困難でございましてけれども、要するに人事委員会といたしましては、あのこしらえました給與の勧告案は正しいものだと思ひます。いましては、全力を盡してその実現に努力いたしておる。いささかもかわりはございませぬ。

○玉井委員 実は非常に納得できないのですが、今申しましたところの福祉と利益を保護するのだ、かようにうたつておられるわけでありまして。そこで福祉と利益を守るのだといふこととならば、その点はどこで守つておるのか、具体的に示してくれといふことを伺ひたいのであります。ところが俸給の問題が重要だといふことをお話になつたのであります。が、いかにもそれも一つであります。それをただ全力を盡すとか、あるいは何とかしてといふこととならば、こんなものをつくる必要がないと思ひます。そんなものならば何も外に置く必要はない。結局財務関係に俸給をきめることをまかせたのも、まかせないのも同じことだ、全然かわりはないのだと私は思ひます。全力をつくすといふのは、全國の人事委員の人たちが蹴起して、内閣ぶつ倒し運動でもやつてくれたらまだわかるのですが、そこまではおそれるこの制度からいってできないだらうと考える。そうするとこつたやうなことを言うても、ただごまかしてゐるのではないかとしか考えられない。ですからごまかしではないのだとおつしやるならば、俸給に對しては、内閣と意見が違つた場合には、このやうにつつ込んで實力をもつて具体的にやらせるのだ。——しかもこれは合理的だといふことを確信を持つてお答えになつてゐるのですから、それをあくまで押して、通らなければ内閣をつぶすだけの覚悟がなければならぬと私は思ふ。それがなければ公務員の人々に対して、先ほどお話ししましたやうに、福祉を守るのだといふ点にまつた無福にして、そして先ほど高橋委員が言われたやうに、公務員を一應押さへる、それならば、それと同時に勧告を含んだ要求として、公務員をもつと明瞭に、實際上保護し、福祉を増進するだけの、利益を守つてやるだけの方策を講じなければならぬ。それがこの條文に現れていないではないかといふことを私は非常に疑うわけなんです。私はもとよりこの公務員法は成立の初めから反対ですけれども、ここにおいてさらにそれを言わざるを得なくなつて来る。その点について、もつと具体的に、政府がこの際のまなかつた場合、こつたやうに見えるのだ、こつた公務員の俸給をおれたちが確保してやる、それでこそ、おれたちがほんとうに公務員を保護する機関としての人事院であり、臨時人事委員会だといふことを、公言することのできるやう

な具体的な方策をお示し願ひたい。

○淺井政府委員 私の立場からだんだんとこもつとも御質疑でございまして、今それを明確に、それではどうするのだといふことを申し上げかねる次第でございまして、その点はあしかず御了承願ひたいと思ひます。ただ、今御質疑の中に、今のやうなやり方では、從來大藏當局が給與をきめていたときと今度と、結局において違ひがないじやないかといふやうなお尋ねでございまして、これは現に太いに違つておると思ひます。もしもあれを人事委員会という独立の機関がきめませんで、大藏當局に任しておきましたならば、結局何が合理的な給與であるかといふことは少しも世間にわかりませんが、結局そろばんから出たものではない、こつたやうになると思ひます。あのような態度をとつて、輿論の前で問題を取扱うやうな経過になつておりますことが、非常に効果のあつたことだと私は思つております。でございまして、内閣といたしましてもこれを一蹴することのできない立場になつてゐるので、最大の考慮を拂わなければならぬところへ持つて行つてあると私は信じております。

○玉井委員 もしさうであるとするならば、しいて人事院といふものをこつた機構の中に入れて、單に政府とは何の關係もないところの、おれたちは給與をこつた研究するのだといふやうな研究所でもおつくりになつた方が安上りでよいと思ふ。さうして全國に人事官などといふものを並べ立てる必要はないと思ふ。さうなつてくるならば、その点は實際の上守つてやるとい

うことがどうしても必要だと考えているわけでは、

さらにもう一つお伺いしたいことは、いつも人事委員長が何度か繰返されたのですが、実は運用の妙ということをよく言われた。條文上の問題につ

きまして、最後にはよく運用の妙をつくしてこれを行くのだから心配はないのだ、かように答えておられたのですが、私の考えから申しますと、

また現に今まで法律を使つて来たところの政府の立場から申しますと、運用の妙というものは、その法律のわく

で、はち切れるほどの運用の妙をつくして、政府に有利なことしかやつて来なかつたということなんだ。運用の妙

というものは、すなわちそのとき／＼の、政權を握つてゐるそれらの人々にとつて最も有利に使うということが、

事実上は運用の妙だつたと思ふ。そこで今申し上げたことと関係するわけ

ですが、運用の妙という意味も、実はほんとうに公務員の福祉を守る意味にお

ける運用の妙でなければならぬ。それも運用の妙というふうな、あいまい

な文句ではなくて、具体的な條文を生かして、その中でやつて行つていた

きたい。特に先ほどお伺ひした中で、福祉を守つてゐるのだという点につき

か、そういう点はいずれもこれ國家公務員の福祉を守る手段になつてゐるよ

うに思ひます。これは本案の中にそのことが書かれておられますから、御承

知のことと存じておる次第でございます。

第一のお尋ねに返りまして、今のよ

うな状態では人事院というものはいらないものであつて、單なる研究機関に

すぎないというふうには、私も考へておりません。國家が進んで國家公

務員の保護を全うします場合には、民主的な管理をいたします場合に

も、國家自身の機関、しかもそれは独立性を持つた強力な機関がある。こ

う立場にこの法案は立つておるのでござい

ます。

次に運用の妙ということとは、何かこ

れは通辭のようにお考えかも知れませ

んが、一法律といふものは、成文法といひましては書き得る限度とい

うものがあつて、その限界を越えたところのいふ／＼なケースを予想して

の御質疑がございすると、これはどうしてもそれ以上は運用にまつて、よ

い法の運用の妙を發揮するとお答えするより、お答えのしかたがない場合

が多々あります。この法律は白紙で人事院に渡して、人事院がかつてなことを

やるのだ、こういう考え方はこの法案自身にも、われ／＼の氣持にも少しも

ないことを御了承願ひたいと存じます。

○玉井委員 そうしますとこの法律全体に對しまして私どももいたしまして

は、この公務員法が定められ、またきめられそうになつた現在のこの状況に

おいて、特にお伺ひしたいもう一点があるわけでありまして、それはやはり提

案の理由の御説明の中で、官廳の機構といふものを民主的に、同時に能率的に運営する意味でこれをきめたのだ、

こういうふうにお述べになつておるの

であります。そこで私の常識から考えますと、この民主的という意味が二

通りに理解される。一つは、いわゆる窓口で親切だといふような意味の民主

的である。もう一つは、勤めてゐるこの公務員の人たちが、民主的に取

扱われておるといふ意味、この二つの意味に私は理解してゐるわけであり

ます。そこで、前の窓口で親切だといふ程度のこととは、公務員法の内容として

は、いささか外に出てゐる。むしろあとの問題だと考へるわけであり

ます。そこで民主的に運営するといふこと、能率的に運営するといふこと

は、場合によつては非常な食違ひが起る、私はそう考へております。かえつ

て圧力的にファシヨ的に運営して行つた方が能率が上がる場合が多いと思

ふ。そういう意味で考へて行く場合は、労働基準法は使われない。その他の労働三法も排除して、能率を上げさせるとい

うようなことが起つて来はしないか。またそういうふうにおもひしてお

る。先般徳田委員は、この法律は身分法であるといふことを言つておつたが、私も

その点に關してそういう氣分がある。そこで民主的に能率的にと言われる点

を、具体的にこの法律の中でどのよう

に調整されておいでになるか。またさうにどのよう

に今後用いて行かれるか。こういう点をお尋ねしたいと思

ふ。

○淺井政府委員 ごもつとも御質疑と存じます

が、この民主的といふこととに關しましては、從來も二つの非常

な根本的な考への違いがあるように存じております。第一は、從來の労働組

俸給として三十一億が出されているにかかわらず、農林省はこの三十一億を削りまして、ごく少しの予算を出して、そうして今度のこの問題についてどうにかやつて行かなければならぬというようなお考えだそうでありまして、けれども、現在特に私がここで御質問するのは、これらの農地委員会に全國五万人の身分が、地方公務員である人事委員長は言われ、地方公務員とおきめたいけれども、実質的に何らの給與の裏づけをされていない。また身分の上の裏づけも、地方公務員法がきまるまではきまつて来ないわけですから。そこで政府においては現に五万人のこれらの人々のうち、約三分の一ぐらいの人は首を切られておる事実があるわけでありまして、これを政府の方では使うだけ使つておいて、あと始末をしないという形になつておるのです。が、農林大臣としてこの点をどのようにお考えになつておるか、またどのようにに処理しようと考えておられるか。この点をひとつ具体的に伺ひたいとおきたいと思ひます。

○周東國務大臣 お答えいたします。農地委員会の専任書記の身分につきましては、人事委員長からお答えになりましたように、ただいまのところ地方公務員であるとおもひます。ただこれにつきましては非常に明確を欠いておることは、事實御承知の通りであります。ただ地方に設置されておる職員にいたしまして、それにならば、國庫が俸給を負担しておる場合といへども、地方の公務員たる場合もあり、あるいはその仕事の性質から言つて、かなり國家公務員的色彩を持つておるものもあるのではないかと私は考えておりますが、それらに対してはつきりした明文がないといふことにつきましては、私も認めるのであります。しかしただいまのところ、どちらかといへば、地方に設置されておるものですので、それに対しては、國庫が経費を負担するといふことがありまして、そのことからただちに國家公務員といふことの結論は出ないのではないかと私は考えております。従つてこの点は何かはつきりする必要があると私も考えております。同時にそれまでの間における俸給等の件につきましては、いろいろ地方の事情もあり、國庫の負担となつております分につきましては、今日増額の要求を財務當局の方に押し、相当額を追加予算に計上しておる次第であります。

○玉井委員 先ほど條文の引用で間違ひました。農地調整法の第十五條の二十一というの、都道府縣でこれを負担するといふように規定してあるわけですが、事實上は全額國庫負担になつておるといふことを間違ひました。これを訂正いたします。そこで今伺ひしておる点は、ただ、今のお話のように何となくしたいといふようなことだけではなくて、身分上の問題としては先ほど人事委員長から伺ひましたから、一應それはそれとしても、政府の方で使うだけ使つておいて、そうしてこれをやめさせる。しかも地方にせよ、國家にせよ、一應公務員法の適用を受けるならば、それがやめる場合には相當の補償があるはずだ。それらもなくてはかに移されておる。また首を切られてしまつておるといふ人たちがおるわけですから、この点を農林省の側において、少くとも日本の國が始まつて、そうして最も大きな農地改革を行い、こゝにやるべき性質のものであつて、特に先ほどもお話し申し上げましたが、今のこの日本の法律のもとにおいては、買収は済んだといふ言ひますけれども、買収は済んだといふも、さらに移轉登記の済まないものは終つていないわけですから。この移轉登記をするには約二、三年間を要します。その間これらの人々の地位はわけがわからない。しかも首を切られたといふ状態ではこれはやれない状況に陥つておるわけですから、俸給もきまらない、身分もきまらない、しかも首を切られた人たちの補償もできていないといふのが、現在の農地委員会の専任書記の立場であります。農林省の側においては、こういうように首切りをやつたことをいひとおし、悪いことになるか、悪いとお思ひになるか。この点について伺ひたい。

○周東國務大臣 先ほどお話しした、首を切りつばなしになつておるとは私は聞いておりません。これは前内閣の時代に、轉職をさせるということになつております。三分の一は作報調査の方に、これを完璧にするためにまわすといふことになつておる実情であります。その方針のつとつて、轉職の場合に相當の資金といふものを考へておるよう聞いております。なお俸給等に関する増額等につきましては、ただいま要求中でありまして、御承知を願ひます。

○玉井委員 それでは最後の点だけでも一度念を押して伺つておきたい。この公務員法と関連してこの問題が起つておるのですが、特に政府の方で最近の予算の中で、この農地委員会の書記の俸給の点をどのように扱つておられるか、この点について御存じでしたら伺ひたいのです。

○周東國務大臣 金額はいろいろなものがあつておるのでありますが、書記の俸給の額はいろいろありますが、書納を要求しております。

○玉井委員 それでは大蔵大臣か、あるいは大蔵次官にお伺ひしようと思ひますが、まだお見えになりませんか。で、この点は一應留保しておきます。

○徳田委員 農林大臣にお伺ひしたいのですが、一体農地改革はいつまでで終結するつもりですか。この公務員法の問題に関連がありますからお聞きしたいのです。

○周東國務大臣 農地改革につきましては、いつ打切るといふような法的処置はまだとつておりません。大体お聞及びの通り、今日まで小作農家を自作自営農家にするためには、土地の買収、また買渡しにつきましては、當初の予定面積にはとんと近いくらいまで行つておりますから、その面につきましては一應の仕事が終つていふかつかうになるかもしれません。しかし先ほどお話しがありましたように、これからいろいろ登記を完了したり、經理の面から金銭の受渡し等も残りますので、今いつ打切るといふようなことについて、法的処置を講ずるといふような考へは持つておりません。

○徳田委員 今までは大体済んだといふのは、お前のところは買ひ上げるという通知をしたくらいのものでしよう。事実上買ひ上げる手続を完了したわけではないでしよう。それからこれから買ひ渡す方もまだ完了してない。そのほか土地取上げの問題に関連いたしまして、非常に大混亂を生じておる。これはおそろく件数にしまして数十万に及ぶだらう。われわれの知つておる限りでも相当たくさんある。これらの問題もやはりこの期間がないといふと、これはやつて行かれないものだと思ひます。ですからこれはいつ終るというところは今のところできない。しかるに地方におきます専任書記の給與に關しましては、ほとんど事実上給與しておらぬのじやないですか。これは政府が負担するところと約束になつておつて、ちゃんと予算があるはずですが、何でも三十一億くらいあるのじやないですか。その問題はどうか。

○周東國務大臣 今日までのところ給與は拂つておりますけれども、ただその給與水準といふものは、今までの額が低いといふことで、今増額を要求されておるところであります。

○徳田委員 一体これまで拂つた給與水準はいくらですか。

○周東國務大臣 こまかい数字は私は今はずきりいたしません。大体地方委員会では、委員等につきましては手当、旅費等が行つております。職員はたしか千六百円ベースになつたかと思ひますが、調査の上お答えいたします。

○徳田委員 すでに千六百円から千八百円になり、千八百円から二千九百いくらになり、それから三千七百円と上つておるのに、まだ去年の六月以前の千六百円では少しひど過ぎやしませんか。

○周東國務大臣 これは前内閣時代から行われておつたのでありますから、私どもとしてはただいまそれに対して増額の要求をいたしておる最中であります。

○角田委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は明後二十四日午前十時より開会いたし、一般質疑を含めた本案の逐條審議を行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会